

第5次三郷市総合計画

前期基本計画

(令和3年度～令和7年度)

素案

〈目次〉

前期基本計画 施策の体系	1
「まちづくり方針」と「経営方針」の各施策の読み方	3
(まちづくり方針)	
まちづくり方針1 安全でいつも安心して住めるまちづくり	4
まちづくり方針2 子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり ..	22
まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり	34
まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり	48
まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり	70
まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり	86
まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり	104
経営方針～7つのまちづくりの方針を実現するために～	122

令和2年8月

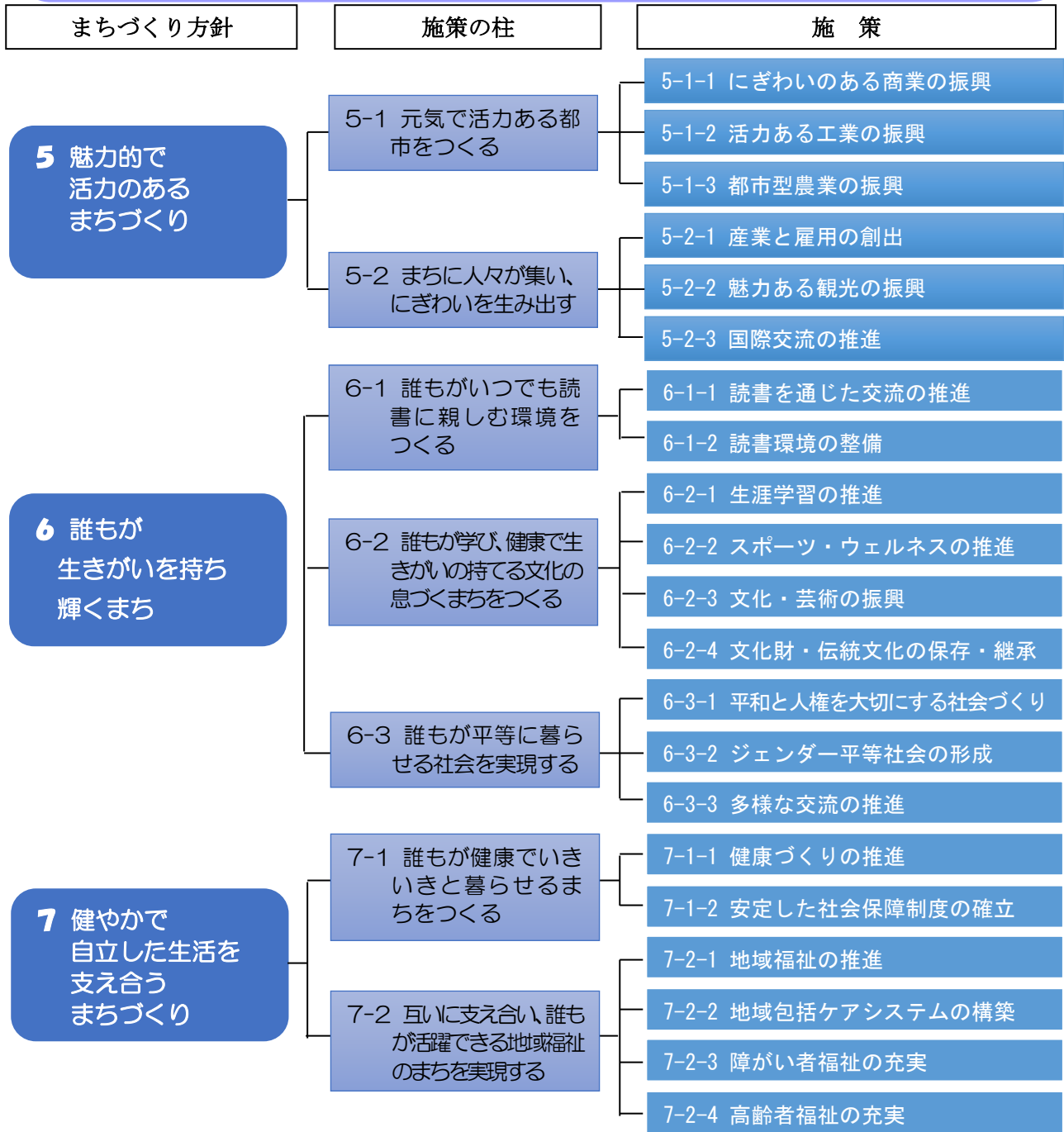
前期基本計画 施策体系

〈将来都市像〉

「きらりとひかる田園都市みさと」

まちづくり方針	施策の柱	施策
1 安全で いつも安心して 住めるまちづくり	1-1 災害から市民の 生命と財産を守る	1-1-1 強靱な防災基盤の構築
		1-1-2 風水害対策の強化
		1-1-3 消防体制の充実
	1-2 安心して暮らせる 地域社会をつくる	1-2-1 防犯活動の強化
		1-2-2 交通安全対策の推進
		1-2-3 市民相談体制の充実
2 子どもが健やかに、 のびのびと 成長できる まちづくり	2-1 子どもを育てやす い環境をつくる	2-1-1 妊娠・出産に対する社会的支援の強化
		2-1-2 子育てと仕事の両立支援
		2-1-3 特に支援が必要な子どもや 子育て家庭への支援
	2-2 子どもや若者が学 び、健やかに育つ環 境をつくる	2-2-1 質の高い教育及び環境の充実
		2-2-2 青少年健全育成の推進
3 水と緑を 生かした 環境にやさしい まちづくり	3-1 自然を身近に感じ られるまちをつくる	3-1-1 生活環境の保全
		3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出
	3-2 地球にやさしい暮 らしを実現する	3-2-1 循環型社会の推進
		3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理
		3-2-3 公共下水道の整備
4 都市基盤の充実 した住みやすい まちづくり	4-1 地域の特性を生か した快適な都市を つくる	4-1-1 計画的な土地利用の推進
		4-1-2 地域特性を生かした魅力ある拠 点の形成
		4-1-3 快適な住環境の創造
	4-2 市民が豊かにな る快適な都市を実 現する	4-2-1 憩いとなる公園づくりの推進
		4-2-2 誰もが円滑に移動できる道づく りの推進
		4-2-3 公共交通アクセスの充実
		4-2-4 良質な水の安定供給

～人にも企業にも選ばれる魅力的なまち～



経営方針 ～7つのまちづくりの方針を実現するために～

1 地域力の醸成

- 経 1-1 コミュニティ活動の促進
- 経 1-2 世代を超えた人々がつながる機会の創出
- 経 1-3 市民のまちづくりへの参加

2 まちの魅力向上

- 経 2-1 シティブランディングの強化
- 経 2-2 広域行政の推進
- 経 2-3 多様な主体とパートナーシップの構築

3 行財政基盤の強化

- 経 3-1 質の高い行政経営の確立
- 経 3-2 公共施設マネジメントの推進
- 経 3-3 スマートで人にやさしい自治体の構築

「まちづくり方針」と「経営方針」の各施策の読み方

方針	まちづくり方針！安全でいつも安心して住めるまちづくり
施策の柱	災害から市民の生命と財産を守る
施策	1-1-1 強靱な防災基盤の構築
目指す姿	災害に強いまちになる

施策を実施することによる
「目指す姿」

【現状と課題】

- 本市では、都市化の進展に伴い、道路幅も確保された新市街地が広がる一方で、今後老朽化する橋梁や道路は急速に増えていく見込みです。
- 市内ではM7クラスの地震が、今後30年以内に70%の確率で発生する首都直下地震により、木造住宅密集市街地が広域的に連担している地区を中心に、大規模な延焼火災に至ることが想定されます。また、市内全域が液状化の危険性が高く、ライフライン施設に深刻な影響を及ぼすことが予想されます。
- 災害予防対策としては、老朽化した橋梁の架替え・長寿命化や緊急輸送道路の安全点検、危険な構造物の改修など、安全性の確保が必要です。併せて、市内の昭和56年5月以前に建築された住宅に対しても安全性の確保が必要です。

「目指す姿」に向かう上で
の、三郷市の現状と課題

【SDGsに向けた方向性】



普段から災害を想定した行政運営を行うことで、災害による死者や被災者数を大幅に減らします。また、被害の大きさを少しでも小さくできるよう、行政主体の防災対策に加え、市民同士の自主防災活動を促進します。

施策を実現することでの
SDGsの関連性

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
住宅の耐震化を促進		地震発生時の被害軽減のため、昭和56年5月以前に建築された住宅の所有者に対し、耐震化に要する費用の一部を補助します。
避難所の円滑な運営のための委員会の設置		避難所の開設・運営を円滑に進めるため、平常時から避難所運営に関わる施設管理者、地域住民、市職員が「避難所運営マニュアル」に基づき、事前に話し合い、手順などのルールを取り決めておき、その効果が実効性のあるものかどうか、訓練を通じて確認します。
	②参加と協働	住宅の耐震化を促進
	②参加と協働	地域との連携強化

課題を解決するための
取組

【関連する個別計画】

三郷市建築物耐震改修促進計画（令和3年度改定予定）
三郷市地域防災計画

課題を解決するための取
組みに係る「個別計画」

【関連する取組み】

	【関連施策】
--	--------

課題を解決するための取組みで
当該施策以外に位置付けられ
ている取組み

課題を解決するための取組みに
対する行政改革の視点

- 6つの視点を設定
- ①市民サービスの視点
- ②参加と協働の視点
- ③政策形成の視点
- ④職員及び組織の視点
- ⑤財政運営の視点
- ⑥私有財産の視点

《行政改革の取組み》
少子高齢化の進行や市民ニーズの多様化など、様々な社会環境の変化を踏まえ、行政の新たな制度や仕組みの構築、業務の改善などの取組みが求められています。また、単なるコスト削減だけが目的ではなく、市民サービスを向上し、費用対効果を高めなければなりません。そのためには主体的に創意工夫に取り組み、行政改革を行う必要があります。

まちづくり方針1

安全でいつも安心して住めるまちづくり

方針	まちづくり方針Ⅰ 安全でいつも安心して住めるまちづくり
施策の柱	災害から市民の生命と財産を守る
施策	Ⅰ-Ⅰ-Ⅰ 強靱な防災基盤の構築
目指す姿	災害に強いまちになる

【現状と課題】

- 本市では、都市化の進展に伴い、道路幅も確保された新市街地が広がる一方で、今後老朽化する橋梁や道路は急速に増えていく見込みです。
- 市内ではM7クラスの地震が、今後30年以内に70%の確率で発生する首都直下地震により、木造住宅が密集している地区を中心に、大規模な延焼火災に至ることが想定されます。また、市内全域が液状化の危険性が高く、ライフライン施設に深刻な影響を及ぼすことが予想されます。
- 災害予防対策としては、老朽化した橋梁の架替え*・長寿命化や緊急輸送道路*の安全点検、危険な構造物の改修など、安全性の確保が必要です。併せて、市内の昭和56年5月以前に建築された住宅に対しても安全性の確保が必要です。
- 本市では、地形が平坦で山などにより遮るものもないため、竜巻・突風等などの局地的・短時間に甚大な被害をもたらす災害も昼夜を問わず発生する可能性があります。起こり得る災害の特性を考慮して適切に対処できる応急体制を整える必要があります。
- 災害時に住民が安全に避難することのできる避難所の開設及び運営が混乱なく円滑に行われることが求められています。平常時から避難所となる施設管理者、地域住民と顔の見える関係を築き、ルール作りなどを話し合う議論の場を通じて、地域の実情に応じた体制の整備が必要です。
- 大規模災害においては、市は情報収集などの初期対応に迫られてしまうため、「公助」だけに頼らない「自助」「共助」の取組みがどれだけ出来ているかが、防災・減災対応では要となります。自主防災活動を活発化させ、地域防災力の向上を図ります。



訓練指導者養成講座の様子



避難所開設訓練

* 架替え：かけかえること。

* 緊急輸送道路：災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路のこと。

【SDG s に向けた方向性】



普段から災害を想定した行政運営を行うことで、災害による死者や被災者数を大幅に減らします。また、被害の大きさを少しでも小さくできるように、行政主体の防災対策に加え、市民同士の自主防災活動を促進します。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
住宅の耐震化を促進	地震発生時の被害軽減のため、昭和56年5月以前に建築された住宅の所有者に対し、耐震化に要する費用の一部を補助します。	
	②参加と協働	住宅の耐震化を促進
住環境の防災性向上の推進	火災による延焼被害の軽減を図るため、防火・準防火地域の指定拡大などを検討します。	
	①市民サービス	防火・準防火地域*の指定拡大
災害に対する応急体制を速やかに整える	竜巻・突風等の予測しがたい災害の危険性と適切な対処方法を市民にわかりやすい形で示すことができるよう取り組みます。また、災害発生時には、人命救助・建物被害の応急措置等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災関係機関との連絡体制の整備、災害時応援協定の締結先との協力関係をより強固なものとしていきます。	
	①市民サービス	危機管理体制の整備
避難所の円滑な運営のための委員会の設置	避難所の開設・運営を円滑に進めるため、平常時から避難所運営に関わる施設管理者、地域住民、市職員が「避難所運営マニュアル」に基づき、事前に話し合い、手順などのルールを取り決めておき、その手順が実効性のあるものかどうか、訓練を通じて確認します。	
	②参加と協働	地域との連携強化
物資等供給体制の整備	災害時の電力・ガス等のエネルギー及び上水道の供給停止に備えて、食料・飲料水等の物資の計画的な備蓄のほか、避難所設営に必要な備品の充実に努めます。	
	①市民サービス	危機管理体制の整備
災害に対する地域の活動支援	三郷市自主防災組織*連絡協議会において地域住民が中心となって自主的に活動することができるよう、各種企画事業の活動を支援します。また、市民の防災意識の向上を図ります。	
	②参加と協働	地域防災基盤の充実
地域の防災リーダーの育成	市民によって、組織される自主防災活動を活発化させるため、自主防災組織の設立、防災訓練の実施、資機材等の充実に支援し、地域の防災リーダーとなる人材を育てます。	
	②参加と協働	地域の防災力の強化・支援

* 防火・準防火地域：都市計画法に定める地域地区の一つで、市街地における火災の延焼被害を抑えることを目的とし、規模や階数等に応じて、建築物に一定の耐火性能や防火性能を義務付ける区域を定めるもの。

* 自主防災組織：地域住民が「災害から自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯感に基づき自主的に結成する組織のこと。平常時には防災知識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備などを行い、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出保護、避難誘導などの活動を行う。

【関連する個別計画】
三郷市建築物耐震改修促進計画（令和３年度改定予定）
三郷市地域防災計画

【関連する取組み】	【関連施策】
災害発生情報を的確かつ迅速に住民に提供する	1-1-2
要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と避難訓練の実施の促進	1-1-2
消防団の充実強化	1-1-3
消防施設等の充実	1-1-3
次世代リーダーの育成	1-1-3
地域防災力の強化	1-1-3
精強な部隊の育成	1-1-3
公共下水道施設の維持管理	3-2-3
安全で良好な住環境の整備	4-1-3
魅力ある公園づくり	4-2-1
橋りょう架替	4-2-2
地震に強い強靱な管路の構築	4-2-4
浄配水場施設の長寿命化のための適切な維持管理・計画的な更新	4-2-4
農地の適切な保全	5-1-3
避難行動要支援者支援制度の推進	7-2-1
自治体間連携による行政サービスの向上	経 2-2
民間事業者との災害時応援協定の締結	経 2-3

方針	まちづくり方針Ⅰ 安全でいつも安心して住めるまちづくり
施策の柱	災害から市民の生命と財産を守る
施策	Ⅰ-Ⅰ-2 風水害対策の強化
目指す姿	減災への対策が進むことで、最小限の被害に抑えられる

【現状と課題】

- 本市は、江戸川と中川に挟まれた低地帯であり、利根川、江戸川、荒川などの大河川や緩勾配河川である中川の堤防から水が溢れるなど、外水はん濫*が起きると市内の大半が浸水すると想定されています。
- 近年の局地的な集中豪雨の頻度が増加傾向にあり、市内の河川や排水路の排水能力が一時的に不足し、これまで以上に内水はん濫*による被害が想定されています。また、地盤が低く浸水しやすい箇所や農繁期には用水の影響も受け、河川や排水路の水位が高い状態などにより、内水はん濫を引き起こす危険があります。
- 近年、頻発する傾向にある局地的な豪雨などへの対処として、「流す」「貯める」「備える」総合的な治水対策*の検討を進め、排水施設（水路など）の計画的な整備（改修）が必要です。
- 「流す」対策としては、河川や水路の排水能力の確保（河川・水路断面の確保）を図るために、河川や水路の整備・改修並びに浚渫（しゅんせつ）*や雑草刈取が必要です。
- 「貯める」対策としては、雨水の流出による河川への負担を軽減するため、「中川綾瀬川流域における総合治水対策」に基づき、学校の校庭等を活用した雨水貯留事業や調整池などの整備、また市民及び事業者雨水貯留浸透施設の設置を促すことが必要です。
- 「備える」対策としては、ゲリラ豪雨等による内水氾濫の被害が深刻化しています。そのため、ハザードマップ*の普及を図ることで、市民が「公助」の限界を知ることと、「自助」「共助」による水防災への意識を高めることが必要です。
- 災害情報等を取得するツールが増えている一方で、災害が想定される場合の正確な気象、防災情報の入手方法、避難行動を開始する判断の目安がどのように伝達されるのか不安視する住民が多くなっています。
- 近年全国各地で頻発している経験のない豪雨は、大規模河川の氾濫の危険性をはらんでいます。通常の水害対策は、各自自治体ごとに実施されますが、河川の氾濫などの大規模被害を最小限に食い止めるには、河川流域に面した自治体が協力・連携して水防対策を強化し、訓練等を通じて実効性を高めていくことが重要となっています。
- 要配慮者利用施設の管理者等は、洪水時の避難確保計画の策定と、計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられており、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があります。

* 外水はん濫：河川の堤防から水が溢れ又は破堤して家屋や田畑が浸水すること。

* 内水はん濫：地域内に降った雨を、河川などに排水処理ができなくて引き起こされるはん濫のこと。

* 総合的な治水対策：水害をなくすために、ハード対策として、河川や水路の整備・改修や雨水流出抑制施設の設置を実施すること。さらにソフト対策として、洪水が差し迫った時に発表する洪水予報や、河川水位・雨量情報の提供、ハザードマップの活用促進、防災訓練を実施することなど様々な対策を組み合わせたもの。（流す・貯める・備える）

* 浚渫：河川や水路などの底面を浚（さら）って、土砂などを取り去る土木工事のこと。

* ハザードマップ：災害による地域の危険度予測を地図上に示し、市民の災害への備えや避難行動に役立てるために作られた防災地図のこと。

【SDGsに向けた方向性】



河川や水路の排水能力の向上を図るとともに、市民が公助の限界を知ってもらうことで、自助や共助による水防災への意識を高めることができるよう、ハザードマップなどにより必要な情報提供を行います。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
河川の整備・改修		国管理の江戸川、中川、県管理の大場川、第二大場川については、整備・改修の推進を国などの関係機関に働きかけます。市管理の準用河川*については、引き続き整備・改修に努めます。
水路の整備・改修		水路については、引き続き整備・改修に努めます。
河川や水路、排水機場の維持管理		河川や水路、排水機場については、引き続き適正な維持管理に努めます。
雨水貯留浸透施設設置促進		雨水の流出による河川への負担を軽減するため、「中川綾瀬川流域における総合治水対策」に基づき、学校の校庭等を活用した雨水貯留事業や調整池などの整備、また市民及び事業者へ雨水貯留浸透施設の設置を推進します。
排水機場ポンプ増強		埼玉県と連携して、大場川下流排水機場について、大場川の水を強制的に江戸川へ排水する能力を向上するために、ポンプの増強に努めます。
治水対策の検討及び整備		治水対策の検討に取り組み、排水施設（水路など）の計画的な整備・改修に努めます。
水害ハザードマップの普及		水害ハザードマップを活用して、自分の住んでいる場所や勤務先周辺の危険箇所を把握し、安全に避難できる経路を事前に確認しておくことで有事の際にスムーズな避難行動がとれるよう住民一人ひとりの水害に備える意識を高める。
	①市民サービス	防災情報の共有化
災害発生情報を的確かつ迅速に住民に提供する		様々なメディアを通じて発信される各種災害情報の種類、その入手方法、避難行動との関係性など、広報等を通じて分かりやすく紹介し、住民自身が避難の必要性を判断できるように啓発に努めます。また、情報の受け手側の状況に応じて差異が出ないよう災害情報の伝達手段の多重化・多様化に努めます。
	①市民サービス	防災情報の共有化
江戸川水防事務組合の活動の充実		三郷市、春日部市、吉川市、松伏町の3市1町で構成する江戸川水防事務組合の事業を引き続き推進します。水防演習の実施や水防資機材の整備等、出水期*に備えた協力関係を一層強化し、連携のとれた水防活動が

* 準用河川：一、二級河川以外の法定外河川のうち、市町村長が指定し、管理する河川のこと。

* 出水期：集中豪雨（梅雨）、台風等洪水が起きやすい時期のこと。一般的に6月1日から10月31日までの期間をい

	実施されるよう、体制整備に努めます。	
	⑤財政運営	広域連携による行政の効率化
⑨要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と避難訓練の実施の促進	河川の浸水想定区域*に所在し、かつ市の地域防災計画に記載されている要配慮者利用施設*に対して、洪水時の避難確保計画*の作成と避難訓練の実施を指導・支援し、逃げ遅れによる多数の死者が発生するのを防ぎます。	
	②参加と協働	地域との連携強化

【関連する個別計画】
三郷市総合治水計画
江戸川水防事務組合* 水防計画
三郷市地域防災計画

【関連する取組み】	【関連施策】
物資等供給体制の整備	1-1-1
地域の防災リーダーの育成	1-1-1
災害に対する地域の活動支援	1-1-1
災害に対する応急体制を速やかに整える	1-1-1
避難所の円滑な運営のための委員会の設置	1-1-1
消防団の充実強化	1-1-3
消防施設等の充実	1-1-3
次世代リーダーの育成	1-1-3
地域防災力の強化	1-1-3
精強な部隊の育成	1-1-3
浄配水場施設の長寿命化のための適切な維持管理・計画的な更新	4-2-4
避難行動要支援者支援制度の推進	7-2-1
自治体間連携による行政サービスの向上	経営 2-2
民間事業者との災害時応援協定の締結	経営 2-3

う。

- * 河川の浸水想定区域：想定し得る最大規模の降雨により河川において氾濫した場合に浸水が想定される区域。
- * 要配慮者利用施設：主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設のこと。（社会福祉施設、学校、医療施設等）
- * 避難確保計画：水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練の実施などの事項を定めた計画のこと。
- * 江戸川水防事務組合：昭和 39 年に江戸川右岸の水防に関する事務を共同処理するために設置された。現在は、三郷市・吉川市・松伏町・春日部市の三市一町で構成され、埼玉県知事から指定された指定水防管理団体である。河川の区域は、上流から春日部市～松伏町～吉川市～三郷市の 32 キロメートルで、この区域に対する洪水等の水災に対し、その被害を軽減することを目的としている。



江戸川水防事務組合水防演習(積土のう)

方針	まちづくり方針Ⅰ 安全でいつも安心して住めるまちづくり
施策の柱	災害から市民の生命と財産を守る
施策	Ⅰ-Ⅰ-3 消防体制の充実
目指す姿	・消防力の強化が図られることで、災害への対応力が向上する ・適切で高度な救急処置を受けることができる

【現状と課題】

- 本市は今後も人口増加が予想され、流入人口*の増加も見込まれます。街の発展と災害発生率は比例することから、市民の生命に直結している消防力の増強が必要です。
- 消防施設や消防資機材等の整備を行っていますが、社会環境の複雑化から発生する災害は、今までに経験したことのない困難な災害となる恐れがあります。引き続き消防力の強化を図ることが必要です。
- 消防団員の減少による地域防災力の低下を防ぐため、消防団協力事業所制度*や消防団協力サポーター事業*を行い消防団の確保に努めていますが、雇用形態の変化により人員確保ができず高齢化が進んでいます。
- 人口増加や高齢化に伴い救急需要が増大しており、供給が間に合わず、サービスの低下が生じている状況です。今後も救急事案の増加が見込まれるため、救急隊の増隊が必要です。
- 応急手当普及員を育成し、市民が相互に助け合える環境づくりが重要です。また、24時間使用可能なAED*の設置を促進することが必要です。



救命講習会

* 流入人口：三郷市以外に常住し三郷市に通勤・通学する人口のこと。

* 消防団協力事業所制度：三郷市消防団活動に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付し、地域の消防防災力の充実強化を図るための取組のこと。

* 消防団協力サポーター事業：消防団応援店において、「消防団員サポートカード・消防団員家族サポートカード」を提示した際に、そのお店の特典などが受けられ、消防団員の確保や地域消費の促進を目的とした取り組みのこと。

* AED [Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器]：心臓の機能が停止した人に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器のこと。

【SDG s に向けた方向性】



市民が安全で安心して住み続けられるまちとなるよう、計画的な消防力の整備・更新等により、消防活動や救急活動の質の向上を図ります。あわせて、自分のまちは自分で守るという意識の醸成を図ります。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
消防施設等の充実	消防体制等の充実や消防職員の教育を図ることにより、市民の安全・安心な暮らしの達成に取り組みます。	
	④ 職員及び組織の視点	職員条例定数の改正・組織の再構築・適正な人材配置
消防車両等の計画的な更新整備	街の発展に伴い消防力の増強を実践することで、市民の安全と安心を守ります。	
	③ 政策形成の視点	効果的・効率的な消防力の維持強化
精強な部隊の育成	複雑多様化する災害に対して、専門的知識と技術を持った機動力のある部隊の育成を図ります。	
	④ 職員及び組織の視点	本市の将来を担うリーダーの育成
消防団の充実強化	地域防災における消防団の重要性を市民に認識してもらうとともに消防団員の処遇改善を図り、充足率の向上を目指します。	
	② 参加と協働	地域と消防団の連携
地域防災力の強化	消防団機械器具置場に、水害用舟艇及び大規模災害用消防ホースの整備に取り組みます。	
	① 市民サービス	消防力の強化・充実
次世代リーダーの育成	少年消防クラブ員に対し、規律や消防・防災について学習する機会を提供することにより、将来の地域防災の担い手となる人材育成を図ります。	
	② 参加と協働	本市の将来を担うリーダーの育成
救急業務の高度化	救命率の向上を目的とした、資器材の整備及び職員の教育に取り組みます。	
	① 市民サービス	救急出場体制の確立
AED を含む応急手当の普及推進	市民相互に助け合える街になることを目的に、三郷市消防本部応急手当普及推進モデルを実践します。	
	② 参加と協働	救急体制の確立

【関連する個別計画】

三郷市消防本部消防車両等更新計画
消防資器材整備計画
救急救命士就業前研修・再教育計画
消防力の整備指針
消防団充実強化計画

【関連する取組み】

災害に対する応急体制を速やかに整える	【関連施策】 1-1-1
--------------------	-----------------

方針	まちづくり方針Ⅰ 安全でいつも安心して住めるまちづくり
施策の柱	安心して暮らせる地域社会をつくる
施策	Ⅰ-2-Ⅰ 防犯活動の強化
目指す姿	安心して暮らせるまちが実現している

【現状と課題】

- 本市における街頭犯罪の件数自体はやや減少傾向にあるものの、自転車盗や車上ねらい、侵入盗などの被害が多発しており、振り込め詐欺による被害などが増加しています。また、近年、犯罪の凶悪化・多様化が進み、特に子どもや高齢者を狙った犯罪も目立つようになってきています。
- 犯罪の抑止を図るため、地域住民と一体となって安心して暮らせるまちづくりのための施策を行うことが必要です。多様化する犯罪に対し、市民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わない心構えを持った行動が求められています。
- 安全なまちづくりに寄与する環境の整備などを推進するため、関係機関と連携した取り組みを強化していく必要があります。
- 地域が一体となって、自主防犯パトロールや子どもの見守りなどの防犯活動を強化し、犯罪が発生しにくいまちづくりを進める必要があります。

【SDG s に向けた方向性】



防犯活動を市民とともに積極的に行い、犯罪の抑制に努めることで、だれもが安心して暮らすことができるまちの実現を図ります。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
犯罪被害に遭いにくいまちづくりの推進		市民を犯罪から守るため、警察及び関係団体との連携のもとに防犯対策を推進します。また、犯罪情報の発信や防犯に関するチラシやリーフレット配布、警察ホームページなどの防犯情報の効果的な活用により、安全なまちづくりに関する啓発・広報活動を推進します。
	②参加と協働	犯罪の起きにくいまちづくりの推進
防犯意識の高揚		市民が犯罪から自らを守ることができる知識を習得し、多様化・巧妙化する犯罪に対応するため、警察や関係団体、地域と連携しながら、防犯指導員による防犯講話等を実施します。
	②参加と協働	犯罪被害に遭わないよう市民一人ひとりの防犯意識の高揚
地域防犯環境の整備		犯罪の防止に配慮した環境整備に努めるほか、地域と連携して防犯灯の設置を進め、犯罪の起きにくいまちづくりを推進します。また、三郷市暴力排除推進協議会の活動のもと、市民の暴力排除意識の向上を図り、暴力のない安全・安心に暮らすことができるまちづくりを推進します。
	②参加と協働	市民生活の安全と平穏を確保できるよう地域の環境整備を行う。また、暴力のない社会づくりを推進する。
地域と連携した防犯活動の充実及び地域における防犯力の向上		地域における防犯力を高めるため、防犯ステーション*を活用し、町会・自治会、学校等と連携を図るとともに、防犯パトロールの実施や防犯対策の普及啓発に努めます。また、市、事業者、警察、その他関係機関などが、それぞれに期待される役割を相互補完的に果たし、互いに連携しながら、一体となった取組みをすることで、犯罪の抑止に努めます。
	②参加と協働	地域安全の防犯活動支援を防犯ステーションが行う。

【関連する個別計画】

--

【関連する取組み】	【関連施策】
消費者被害の未然防止	1-2-1

* 防犯ステーション：地域防犯の活動拠点のこと。

方針	まちづくり方針Ⅰ 安全でいつも安心して住めるまちづくり
施策の柱	安心して暮らせる地域社会をつくる
施策	Ⅰ-2-2 交通安全対策の推進
目指す姿	安心して道路を利用することができる

【現状と課題】

- 交通事故の要因としては、交通量の増加、安全運転に対する意識の低下などが考えられるため、引き続き交通安全運動や交通安全教室を通して幅広い年齢層に交通安全啓発を行うことで、交通事故防止に努めていくことが必要です。
- 交通事故が起きにくい交通環境の整備を推進するため、道路照明灯、道路反射鏡等、交通安全施設のさらなる充実を図ります。
- 自転車の事故防止や、交通の円滑化及び駅前広場等の良好な環境の確保・機能向上並びに自転車利用者の利便性の向上を図るために、放置自転車対策を進めることが必要です。



交通安全教室

【SDGsに向けた方向性】



すべての人にとって、安全で快適な道路環境が提供されるとともに、市民の交通安全への意識が向上することで、交通事故が少ないまちの実現に努めます。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
交通マナー向上に向けた啓発の推進		交通安全意識の高揚と総合的な交通事故防止を図るため、引き続き交通安全運動を実施し、交通安全啓発を行うとともに、被害者となることの多い幼児・児童・生徒及び高齢者に対して、定期的な交通安全教室を開催します。
	②参加と協働	市民一人ひとりに広く交通安全意識の普及・浸透を図る。
交通安全施設の整備		交通事故の未然防止、交通弱者等の安全の確保及び交通の円滑化を図るため、交通事故が多発している道路、その他緊急に市民の交通安全を確保する必要がある道路等について、交通安全施設を設置します。
	①市民サービス	市民が安心して道路を利用することができるよう整備を行う。
放置自転車の対策		放置自転車対策として、自転車駐車場の整備・維持管理及び放置自転車の撤去・保管・返還などを行います。
	①市民サービス	自転車利用環境の整備を行う。

【関連する個別計画】

三郷市交通安全計画

【関連する取組み】

安全・安心な道づくりの推進

安全で良好な住環境の整備

【関連施策】

4-2-2

4-1-3

方針	まちづくり方針Ⅰ 安全でいつも安心して住めるまちづくり
施策の柱	安心して暮らせる地域社会をつくる
施策	Ⅰ-2-3 市民相談体制の充実
目指す姿	・市民の抱える問題の早期解決が促進される。 ・安全・安心な消費生活をおくることができる。

【現状と課題】

- 本市では、法律相談、税務相談、司法書士相談、行政書士相談、行政相談及び消費生活相談を実施しています。社会の高齢化に伴い、相談者も高齢者が増加しています。相談したい内容をよく聞き取り、適切に各種の相談へつなげる必要があります。
- 高齢者を狙った悪質商法などが増加していることから、手口の周知や被害を未然に防止のための啓発活動に力を入れていく必要があります。また、消費者被害から高齢者等を地域全体で守る仕組みをつくる必要があります。
- 消費生活相談員は、専門資格を必要とするため、人員の確保が難しい状況となっています。引き続き消費生活相談員の確保を図るとともに、複雑・多様化している消費者問題に対応する必要があります。

【SDG s に向けた方向性】



だれもが地域社会の中で、気軽に相談することができるよう、専門家の確保など、相談体制の充実を図ります。また、消費生活に関して必要な情報を提供します。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
市民相談の実施	市民が抱える問題を解決するため、法律相談、税務相談、司法書士相談、行政書士相談、行政相談、消費生活相談により専門家が助言します。	
	①市民サービス	市民が抱える問題を解決する一助
消費生活センターの相談機能の向上	複雑・多様化している消費者取引と消費者トラブルに対応するため、研修等により消費生活相談員等のレベルアップを図ります。	
	①市民サービス	相談機能の向上
消費者の自立のための支援	広報みさと、市ホームページ、パンフレット等を通じた情報提供や出前講座等により啓発を行います。	
	①市民サービス	情報伝達の推進
消費者被害の未然防止	消費、福祉、防犯等の行政や地域の関係者が連携し、地域全体で守る仕組みづくりを推進します。	
	②参加と協働	地域で市民を守る仕組みづくり

【関連する取組み】

【関連施策】

防犯意識の高揚	1-2-1
犯罪被害に遭いにくいまちづくりの推進	1-2-1

まちづくり方針2

**子どもが健やかに、
のびのびと成長できるまちづくり**

方針	まちづくり方針2 子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
施策の柱	子どもを育てやすい環境をつくる
施策	2-1-1 妊娠・出産に対する社会的支援の強化
目指す姿	安心して妊娠、出産ができる

【現状と課題】

- 若年及び高齢での妊娠や外国籍妊婦の増加など、多様なニーズや個別性に配慮した対応が必要となっています。
- 就労や家族の介護等の理由により、出産前後に親族等の周りの支援が得られない妊産婦が増加しています。産前産後の母親の育児不安や孤立感を軽減するため、母親のメンタルヘルスケアや児童虐待の予防のための妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が課題となっています。
- 景気低迷により、家庭の収入が減少していることから、出産に対する相談が多くなっています。
- 母子生活支援施設*については、子育ての孤立や育児不安から相談が多くなっており、必要な支援が求められています。
- 市民が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、必要な情報提供と支援等が求められています。また、他課からの相談も含めた相談体制の充実が必要です。
- 不妊に関しては、引き続き制度の周知を図ることが必要です。



子育て支援ステーション

* 母子生活支援施設：18歳未満の子どもを養育している母子家庭等、生活上の問題を抱えた母親と子どもが一緒に入所して生活できる施設のこと。

【SDGsに向けた方向性】



すべての人が安心して妊娠、出産をできるようにするため、経済的な支援を含め妊娠期からの支援体制の充実を図ります。あわせて、不妊の方向けの支援を実施します。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
母子健康教育（ハローベビー教室・離乳食教室）や各種保健事業の実施	市民が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、実践を含めた健康教育を通じて、保護者の不安解消と健康や育児に関する理解を深めます。さらに、妊婦や子どもの歯科疾患の早期発見、口腔保健の保持増進を図ります。	
	②参加と協働	地域における健康づくりの推進
子育て支援ステーションの充実	妊娠期から子育て期にわたるまでの総合相談窓口として、妊娠・出産・子育てに関する情報提供や相談・支援を行います。また、子育て世代包括支援センター*として、支援が必要な妊婦等に対し関係機関と連携し適切な支援につなげます。	
	①市民サービス	支援と相談体制の充実
産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業の実施	産後に家族等の援助が受けられず、育児支援を特に必要とする産婦に対し、休養の確保や授乳指導等を行う宿泊型産後ケア事業を行います。また、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を助産師等が訪問し、親子の健康状態の確認や子育て支援に関する情報提供を行います。	
	①市民サービス	支援と相談体制の充実
経済的な支援の充実	母子生活支援施設における生活を支援するとともに、経済的な理由により、入院助産を受けることができない場合に、支援を行います。	
	①市民サービス	支援と相談体制の充実
不妊に関する支援の実施	不妊検査、不育症検査及び不妊治療を受けた方に、検査や治療に要する費用の一部を助成します。	
	①市民サービス	サービスの維持向上

【関連する個別計画】

第2次みさとこどもにこにこプラン

第2期三郷市健康増進・食育*推進計画「すこやかみさと」

【関連する取組み】	【関連施策】
地域の栄養相談、成人健康教育、生活習慣病訪問指導（糖尿病等）の実施	7-1-1
健康情報の提供	7-1-1
福祉総合相談体制の推進	7-2-1

* 子育て世代包括支援センター：妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、地域の実情に応じた総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。

* 食育：生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。

方針	まちづくり方針2 子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
施策の柱	子どもを育てやすい環境をつくる
施策	2-1-2 子育てと仕事の両立支援
目指す姿	ライフスタイルに合わせて、安心して子育てができる

【現状と課題】

- 子育て世代の転入、女性の就業率上昇、幼児教育・保育の無償化等の要因により、保育需要の増大や長時間保育などの保育ニーズの多様化が想定されます。
- 小学校1年生から6年生までの児童に対して、放課後子ども教室など、子どもたちを心豊かに育む環境づくりを行うことが必要です。
- 幼児教育・保育の無償化に伴い、制度の周知と必要な支援を行います。
- 子育ての援助を受けたい方（依頼会員）が増加傾向にある反面、子育ての援助を行いたい方（提供会員）の登録者数が少ないため、会員を増やすことが必要です。また、病児・宿泊等に伴う緊急サポート制度の周知も求められています。
- 子どもの育成を図るため、児童館が地域住民と連携しながら子育て支援をより機能的に行うことが必要です。あわせて、安心して子どもを預けることのできる施設の整備が求められています。
- 保護者の就労等により家庭が留守になっている児童を受け入れ、保護者に代わって適切な遊びと生活の場の提供が必要です。



放課後子ども教室

【SDGsに向けた方向性】



だれもが質の高い乳幼児向けのサービスを受けることができるとともに、教育・保育サービスの提供にあたっては、子どもに配慮して整備します。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
安心して子どもを預けられる環境整備	適切な保育サービスを提供できるよう、公立、私立の保育施設等の整備・充実を推進します。	
	①市民サービス	子ども・子育て支援の充実
地域における子育て支援	子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行いたい方との相互援助活動により、勤労者の福祉の増進及び児童福祉の向上を図ります。あわせて病児や緊急時や宿泊を伴う出張時などのサポートとして緊急サポートの業務委託を行います。	
	①市民サービス	子育て援助活動支援の充実
放課後子ども教室の充実	地域の参画を得て、子どもたちが放課後に安心・安全に活動できる拠点を小学校等に設置し、子どもたちを心豊かに育む環境づくりを推進します。	
	②参加と協働	地域の参画を得て、体験活動等を実施する。
児童館の充実	保護者と地域住民とともに子どもの健全育成活動を行うことで、保護者の子育てを支援します。	
	⑤財政運営	児童、保護者そして地域住民とともに子どもの健全育成活動を行い、保護者の子育てを支援する。
子育て家庭への子育て支援の充実	幼児教育・保育の無償化に係る給付事業を行います。また、市内私立幼稚園等に対して、運営補助金・協会補助金を支給します。	
	⑤財政運営	子ども・子育て支援の充実
児童クラブの充実	放課後ケアワーカーの確保や学校施設の有効活用による定員拡大などにより、公営児童クラブの充実を図ります。また、民営児童クラブの運営に対して、補助金などの支援を行います。	
	①市民サービス	児童クラブの充実

【関連する個別計画】

第2次みさとこどもにこにこプラン

【関連する取組み】	【関連施策】
労働環境の充実	5-2-1
家庭教育力の向上	6-2-1
男女共同参画社会づくりの推進	6-3-2
「子どもの居場所」づくりの相談体制の整備	経 1-1
「子どもの居場所」づくりの推進	経 1-2

方針	まちづくり方針2 子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
施策の柱	子どもを育てやすい環境をつくる
施策	2-1-3 特に支援が必要な子どもや子育て家庭への支援
目指す姿	すべての子どもにあらゆる機会が開かれている

【現状と課題】

- 経済的格差が教育格差に影響し、格差の固定化や連鎖につながる恐れが懸念されていることから、適切な支援が必要です。また、子どもの身体等の状態により、適切な養育が困難な家庭に対しては、専門職等による家庭訪問などの支援が求められています。
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関として、13機関から構成される協議会において、児童虐待の防止を図っています。
- 家でも学校でもない第三の居場所として、子どもが一人で安心して行くことができる「子どもの居場所*」の必要性が高まっています。
- 医療・教育・福祉等、関係各課と連携を図りながら、健康診査等を行うとともに、疾病・発育・発達等に関する支援を行うことが求められています。

* 子どもの居場所：無料または低額で利用でき、子どもが一人でも安心して行くことができる場所の総称。

【SDG s に向けた方向性】



支援が必要な子どもを含めて、だれもがとり残されることなく質の高い教育・保育サービスを受けることができるようにします。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
ひとり親家庭への支援		入院、通院、調剤など医療機関にかかったときの医療費の一部（保険診療外の健康診断料、予防接種、組合保険の高額療養費、または家族療養附加金分等は除く）を助成します。
	①市民サービス	適正な医療機関利用の周知、住民の異動や所得の把握等による適正な手当の支給
養育支援訪問事業の実施		乳幼児の養育について支援が必要な家庭に対し、過重な負担がかかる前の段階で専門職等による訪問を実施することで、家庭における安定した養育を可能にします。
	①市民サービス	サービスの維持向上
虐待防止対策の強化		家庭における適正な児童の養育及び養育に関連して発生する種々の児童問題の解決を図ることを目的として、家庭児童の福祉に関する専門的な相談・指導を行います。
	①市民サービス	児童虐待防止に向けた取り組みの強化
「子どもの居場所」づくりの推進		開設や運営に関する相談体制の整備、情報提供等を推進し、民間における「子どもの居場所」の安定的な運営を支援します。
	①市民サービス	「子どもの居場所」の安定的な運営
心身の健やかな成長の支援		子どもの健やかな成長のため、乳幼児を対象に疾病の有無や発育・発達、社会背景に着目した総合的な健康診査に取り組みます。
	②参加と協働	関係機関との連携体制の充実
発達ふれあい相談、ひまわり教室の開催		子どもの心身の健やかな成長のため、保護者が月齢に応じた乳幼児の心身の成長を理解し、子どもに安心して関わられるよう、健康や育児に関する相談支援を行います。さらに、疾病の疑いがある場合は、必要な時期に適切に医療や療育につながるよう体制を整えます。
	①市民サービス	サービスの維持向上

【関連する取組み】

【関連施策】

産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業の実施	2-1-1
経済的な支援の充実	2-1-1
家庭教育力の向上	6-2-1
生活困窮者自立支援事業による支援	7-1-2
福祉総合相談体制の推進	7-2-1
生活保護決定事務の適正実施による被保護者へのサービスの向上	7-2-1

方針	まちづくり方針2 子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
施策の柱	子どもや若者が学び、健やかに育つ環境をつくる
施策	2-2-1 質の高い教育及び環境の充実
目指す姿	生きる力をすべての子どもが身につけている

【現状と課題】

- 国際化や情報化等、新しい時代に生きる子どもたちが、社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、資質・能力をバランスよく身につけるための授業改善が必要です。経済的な支援が必要な世帯の子どもについても、必要な教育を受け、社会的・経済的に自立し生活を送るようになるための支援が求められています。
- 社会に開かれた学校としていくために、引き続き学校、家庭、地域が連携していくことが必要です。
- 近年、三郷中央駅周辺で、年少人口が急増している一方、市の北部や南部では年少人口が減少傾向にある地域も存在しています。しかし、年少人口が急増している地域も、将来的には、全国的な人口減少・少子高齢社会の影響は避けられません。また、学校施設は、昭和 40 年代から 50 年代に整備されたものが多く、今後、施設をどのように維持管理していくかが課題となっています。
- 新しい時代に必要となる資質・能力を身につけるため、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善が求められる中、子どもたちの主体的な学びを育むための、指導力・意欲ある教師の育成などが課題となっています。
- 安全・安心な学校給食の提供を行うとともに、給食費の未納対策を図っていくことが求められています。あわせて、児童・生徒が正しい食生活を身につけることができるよう、食育*により力を入れていくことが必要です。



授業風景

* 食育：生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。

【SDG s に向けた方向性】



すべての人が、性別や経済的な状況に関係なく、義務教育を受けることができる機会を確保します。また、社会情勢の変化に対応した質の高い教育を提供できるようにします。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
児童生徒の基礎学力の定着	学校経営方針や重点目標を明確にし、日々の教育活動を展開するとともに教育活動の改善に取り組みます。また、経済的な支援が必要な世帯の児童・生徒に対し、学習支援を行います。	
	②参加と協働	児童生徒の学力向上に向けた支援
教職員の資質向上	魅力ある学校づくりを推進するとともに、教職員の資質向上に取り組みます。	
	②参加と協働	教職員の指導力向上に向けた支援
社会に開かれた学校の推進	児童生徒の健やかな成長をめざし、学校・家庭・地域が連携協力して取り組みます。	
	②参加と協働	学校・家庭・地域との連携に向けた支援
教育環境の整備促進	小・中学校の適正規模・適正配置に向けた取り組みを行うとともに、学校教育施設の長寿命化へ向けた改修等を計画的に進めます。	
	⑥市有財産の視点	児童生徒へのよりよい教育環境の整備
安全・安心な学校給食の提供及び食育の推進	安全・安心な学校給食を提供するため、衛生管理や施設整備と、給食費未納者への対策を行います。あわせて、食育基本法に基づき、発達段階に即した食習慣を身につけることに努めます。	
	①市民サービス	安心・安全な学校給食の提供

【関連する個別計画】

第2期学力向上推進5ヵ年計画
三郷市立小・中学校教育環境整備計画
三郷市立学校教育施設個別計画

【関連する取組み】

【関連施策】

子どもたちの読書環境の整備	6-1-2
学校図書館の充実	6-1-2
人権啓発・教育の充実	6-3-1
地域の栄養相談、成人健康教育、生活習慣病訪問指導（糖尿病等）の実施	7-1-1
健康情報の提供	7-1-1
地域を知るための機会の創出	経 2-1
民間企業等との連携の推進	経 2-3

方針	まちづくり方針2 子どもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
施策の柱	子どもや若者が学び、健やかに育つ環境をつくる
施策	2-2-2 青少年健全育成の推進
目指す姿	青少年が自覚と責任を持って社会生活を送ることができる

【現状と課題】

- 青少年期は、学校や家庭、地域社会などにおける交流の中で、豊かな人間性や社会性を養う重要な時期です。しかしながら、核家族化や少子高齢社会の到来、地域力の低下、価値観・ライフスタイルの多様化、情報機器類の急速な発達など、青少年を取り巻く環境は著しく変化しています。

本市では、青少年の健全育成を図るため、異年齢集団による自然体験活動を通じた青少年リーダー養成事業、青少年の居場所づくりの取り組みを進めた結果、次世代青少年リーダーの数は増加している反面、青少年の地域活動や交流は減少傾向となっています。

- 核家族化や少子高齢社会の到来、地域の関係性の希薄化、価値観・ライフスタイルの多様化、情報機器類の急速な発達など、青少年を取り巻く環境は著しく変化しています。青少年が、自尊心、自主性、協調性や豊かな人間性を育み自覚と責任を持ち、積極的に社会生活が送れるよう、学校、家庭、地域とともに青少年の健全育成に取り組む必要があります。また、携帯電話（スマートフォン・タブレット等）の利用の低年齢化が進む中、SNS（ソーシャルネットワークサービス）でのトラブルや、長時間に及ぶ機器使用及びながらスマホなど、新たな問題が生じています。



青少年活動



成人式

【SDG s に向けた方向性】



すべての人が、性別や経済的な状況に関係なく、高等教育を受けることができる機会が均等にあるような社会をめざします。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
次世代リーダーの育成		青少年のリーダー養成事業を積極的に行い、地域の将来を担う若者の養成・人材確保に努めます。また、青少年関係団体のリーダー養成が推進できるよう支援を図ります。
	②参加と協働	本市の将来を担うリーダーの育成
地域活動・地域交流の促進		家庭・学校・地域が互いに役割を果たしながら連携できるよう事業や団体支援を行うことで、青少年や地域活動に必要なネットワークの構築・活動環境の整備に努めます。
	②参加と協働	家庭・学校・地域が一体となった取り組み
青少年をとりまく環境の整備		関係団体や関係機関との連携を図り、個々の実態に合わせた指導・相談を行う体制づくりに努めます。また、仲間づくり、つどいの場、安らぎの場を提供するとともに自主的に活動できるよう必要に応じた支援を図ります。さらに、健全に過ごせるまちづくりを進めるため、啓発活動を通じて市民の意識向上を促進します。
	②参加と協働	関係組織のネットワークの強化

【関連する取組み】

【関連施策】

地域と連携した防犯活動の充実及び地域における防犯力の向上	1-2-1
放課後子ども教室の充実	2-1-2
児童館の充実	2-1-2
児童クラブの充実	2-1-2
家庭教育力の向上	6-2-1
「子どもの居場所」づくりの相談体制の整備	経 1-1
「子どもの居場所」づくりの推進	経 1-2
有権者の政治意識向上	経 1-3

まちづくり方針3

水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり

方針	まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
施策の柱	自然を身近に感じられるまちをつくる
施策	3-1-1 生活環境の保全
目指す姿	質の高い生活環境が整い、快適な生活が送れる

【現状と課題】

- 都市化の進展に伴った法令や都市計画の変更などにより、既存不適格になった施設と近隣住民との生活環境トラブルが増加傾向にあります。
- 管理不全となっている空き地が市内全域でみられ、周辺住民からの相談に対応するため、条例に基づき空き地の管理者に適正管理を求めています。
- 都市化に伴う生態系の変化や外来種の繁殖により、野生鳥獣による生活環境への被害が増加しています。
- 少子高齢化や核家族化に伴い、ペットを飼養する市民が増加傾向にあると同時に、飼養マナーについてのトラブルも増加しており、ペットの適正飼養が求められています。
- 公共下水道の未整備地区では、生活排水の適切な処理手法を検討し、下水道事業の適正な運営を図ることが求められています。
- 地域の良好な環境を維持するため、引き続き公害防止策や放射能対策の推進と市民に対して必要な情報の開示など、安心安全な環境づくりが求められています。



集団狂犬病予防注射

【SDG s に向けた方向性】



公害防止対策を行い、だれもが住みよい環境をめざします。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
公害の防止	公害防止のため、大気、悪臭、水質及び騒音等の監視や測定等を行います。	
生活環境の衛生保全	草木が繁茂している空き地の管理者へ適正管理を促します。水路等に生息で発生する衛生害虫等の発生抑制を行います。野鳥による騒音や衛生被害抑制のため、地域住民と連携した追い払い等を実施します。	
	②参加と協働	地域との連携
ペットの適正飼養	飼い主の飼養マナー向上のため、暮らし方教室等啓発事業を行います。また、犬の狂犬病予防注射の接種率向上のため、集団狂犬病予防注射や啓発を行います。	
	②参加と協働	市民の意識啓発
生活排水処理の推進	公共下水道の未整備地区について、下水道事業を適正に運営するため、事業計画の検討を行います。	
	③政策形成	公共下水道整備を効果的に実施するために適正な事業計画を策定する。
放射能対策	放射線量の測定を継続し、正しい情報を公表することにより、風評被害を防止しながら市民の安心・安全を図る。	

【関連する個別計画】

三郷市環境基本計画

三郷市除染実施計画

【関連する取組み】

【関連施策】

放置自転車の対策	1-2-2
河川浄化意識の向上	3-1-2
市街化調整区域における景観の維持・保全	4-1-1
良好な道路環境の整備	4-1-3
放置車両の撤去	4-1-3
不法投棄物の処分及びパトロールの徹底	4-1-3

方針	まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
施策の柱	自然を身近に感じられるまちをつくる
施策	3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出
目指す姿	豊かな緑や水辺環境を身近に感じることができる

【現状と課題】

- 本市は、東西を江戸川と中川の大きな河川に挟まれ、市内には大場川と第二大場川が流れています。また、屋敷林や農地などのまとまった緑が点在しています。
- 水や緑は、人々が安全で快適な暮らしを営むうえで欠くことのできないものとして、次世代へと引き継いでいくべき財産といえます。
- 本市では、「緑の基本計画」に基づき、総合的・計画的に施策を推進しています。
- 都市化の進む本市においては、秩序ある土地利用の下に都市整備との調和を図りながら、快適に暮らすための環境資源としての緑と水辺が求められています。
- 生産緑地地区については、市街化区域の都市環境の保全に役立つ緑の空間として維持しながら、災害発生時など農地の多面的な機能の活用方策についても検討し、有効に活用していくことが求められています。
- 緑と水辺を身近に感じられるまちをつくるためには、市民と行政がともに守り、育て、魅力を高めていく必要があります。
- 河川環境の向上を図るため、河川浄化に対する市民意識の高揚が求められます。



二郷半緑道(栄)



緑化推進団体(早稲田公園)

【SDG s に向けた方向性】



だれもが安心して利用できる公共緑地や民間の緑地の整備を行うため、市及び市民が連携して、豊かな緑や水辺環境を創出します。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
快適な水辺空間の創出	水辺空間を活用した二郷半用水緑道や第二大場川など、水に親しみ、快適に歩ける緑道の整備や、花などによる緑化を推進し、「水と緑の骨格軸」「水と緑のシンボル軸」として親水環境の整備を図ります。	
	①市民サービス	快適な水辺空間の創出
市民参加による緑化推進活動の支援	春及び秋の花いっぱい運動、市民参加による緑化推進活動を充実し、潤いのある生活環境づくりを進めます。また、市民による緑化に対する支援制度の充実や、不用樹木を公共施設や希望者へ提供する再利用の推進に努めます。	
	②参加と協働	市民参加による緑化推進活動の支援
市民と行政による緑のパートナーシップの確立	市民や環境保全ボランティアが自主的に緑にかかわる仕組みづくりを推進します。また、それぞれの取り組みを連携させ、緑のまちづくりを充実するために、市民と行政とのパートナーシップの確立を目指します。	
	②参加と協働	市民参加による緑化推進活動の支援
緑のまちづくりに対する意識啓発	市民が緑のまちづくりに関心を持ち、より多くの取り組みに参加することができるよう、緑にふれあう機会の提供や緑の重要性・魅力についての啓発に努めます。	
	②参加と協働	市民参加による緑化推進活動の支援
河川浄化意識の向上	市民参加による第二大場川浮遊ゴミ回収大作戦を実施します。水辺再生の意識付けを図るため「夏の夜のホタル観賞会」を行います。	
	②参加と協働	市民の意識啓発
「緑の基本計画」の推進	「緑の基本計画」を推進するために、関係部署と連携の強化を図り、適切な進行管理を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行います。	
	②参加と協働	市民参加による緑化推進活動の支援
緑あふれる街並みの形成	いきいきとした緑の街並みをつくるために、身近な緑として樹木や生垣等による緑化を促進します。また、大規模な集合住宅による緑化活動の維持に努めるとともに、工場や事業所においても緑化を促進します。	
	②参加と協働	市民参加による緑化推進活動の支援
快適な歩行空間の創出	都市計画道路を中心とした街路樹は、維持管理や生育環境に配慮し、路線ごとの統一性を持たせた樹種の植栽を図り、彩りのある表情づくりに努め、快適に歩ける緑の道としてのネットワーク形成を図ります。	
	①市民サービス	快適な歩行空間の創出
⑤都市農地の保全	農地を貴重な緑の空間として、農業施策との連携を図りながら農地の保全に努めます。また、計画的に生産緑地地区の追加指定を実施するとともに、特定生産緑地の指定を実施することにより、市街化区域内農地の保全に努めます。	
	②参加と協働	優良農地の保全

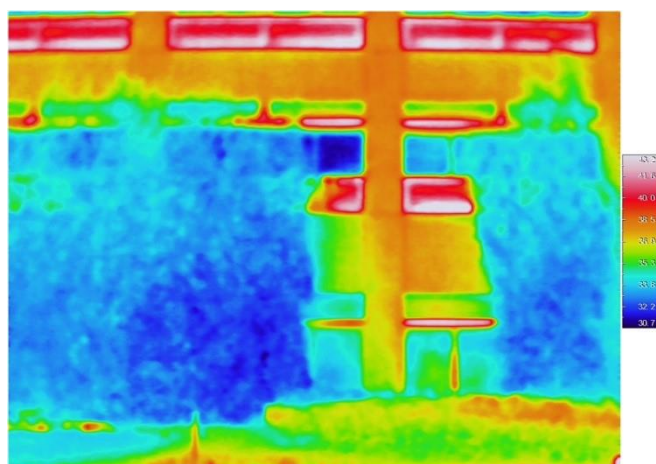
【関連する個別計画】
三郷市緑の基本計画

【関連する取組み】	【関連施策】
水路の整備・改修	1-1-2
河川の整備・改修	1-1-2
公害の防止	3-1-1
地球温暖化防止対策推進のための意識啓発・活動支援	3-2-1
三郷市環境基本計画の推進	3-2-1
農地の適切な保全	5-1-3
ボランティア活動への支援	経 1-1

方針	まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
施策の柱	地球にやさしい暮らしを実現する
施策	3-2-1 循環型社会*の推進
目指す姿	一人ひとりが環境について意識した生活を送れる

【現状と課題】

- 本市では、三郷市環境基本条例に基づき、三郷市環境基本計画を策定し、環境施策の基本的な考え方や長期的な目標を定め、行政、市民、事業者がそれぞれの立場から取り組みを進めています。
- 地球温暖化対策については、地球温暖化対策推進法に基づく三郷市地球温暖化対策実行計画を策定し、本市が一事業者として温室効果ガス削減に取り組んでいますが、今後市民、事業者に取り組みを広めていくことが課題となります。



ゴーヤ(右側がサーモカメラの様子)



環境フェスタ

* 循環型社会：自然環境と共生し、限りある資源を有効に活用するため、省資源や省エネルギーへの対策を行うなど、可能な限り環境資源のリサイクルを実践している社会。

【SDG s に向けた方向性】



持続可能な社会を実現するため、市民一人ひとりが市や事業者等と連携しながら、地球温暖化対策に取り組むことが必要です。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
三郷市環境基本計画の推進		三郷市環境基本計画で示される環境目標に向けて、環境負荷*の低減や、地球温暖化防止に向けた地域の取り組みなどを、市民、事業者、市のが一体となり、推進します。
	③政策形成	三郷市の環境政策を進めるにあたり、環境基本計画に、関係する計画を包有します。
地球温暖化防止対策推進のための意識啓発・活動支援		環境フェスタの開催や緑のカーテン事業を通じて、市民の環境意識の高揚を図り、太陽光発電システム補助金の交付を行うことで、市民の省エネに対する行動を促します。
	②参加と協働	市民、事業者、行政が一体となって取り組める事業の実施

【関連する個別計画】

三郷市環境基本計画
三郷市地球温暖化対策実行計画

【関連する取組み】	【関連施策】
「緑の基本計画」の推進	3-1-2
安全で良好な住環境の整備	4-1-3
自転車利用の促進	4-2-3
農業経営・生産の充実	5-1-3

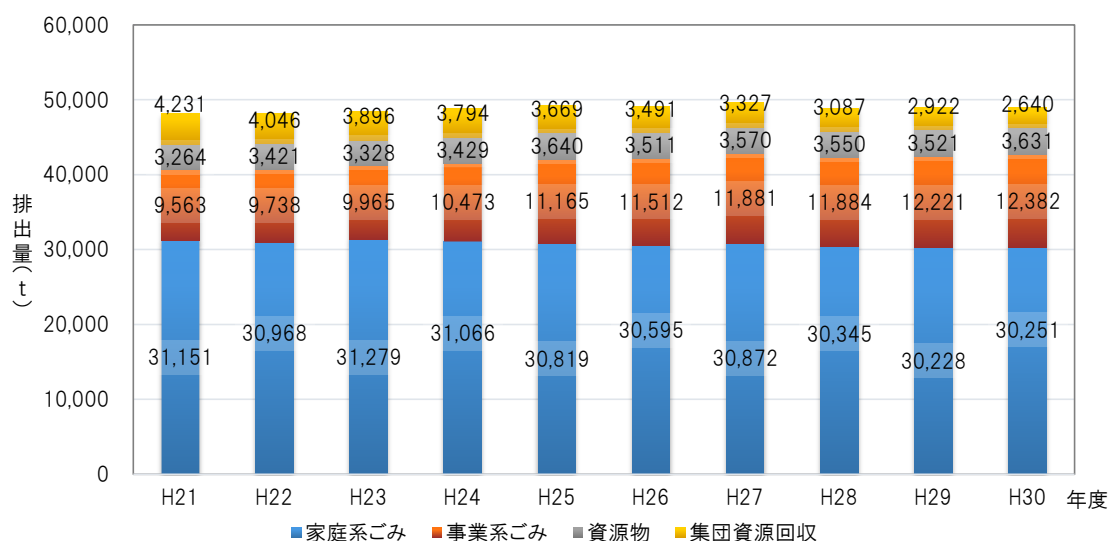
* 環境負荷：人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるもの。

方針	まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
施策の柱	地球にやさしい暮らしを実現する
施策	3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理
目指す姿	ごみや廃棄物の処理が環境に配慮した形で適正に行われている

【現状と課題】

- 地球温暖化などが深刻な環境問題となっている中、更なる環境負荷の低減が求められており、ごみの減量やリサイクルの推進が課題となっています。
- ごみ問題について、市民により深く知ってもらうため、ごみ分別出前講座などの開催や、見学会などを行っています。
- ごみを適正に処理するため、より適正な分別を推進するとともに、新たな分別については、時代趨勢や市民要望を踏まえて検討していく必要があります。あわせて老朽化が進む三郷市一般廃棄物不燃物処理場の更新が必要です。
- 清潔で快適な住環境を維持するためには、市民や地域と協力連携し、身近なところから環境美化活動を進めていくことが求められています。
- 河川的环境を守るため、トイレの排水のみを処理する単独浄化槽から、生活全般の排水を処理する合併処理浄化槽への移行を進める必要があります。

ゴミ排出量の推移



(出典) 三郷市一般廃棄物処理基本計画



東埼玉資源環境組合第一工場

【SDG s に向けた方向性】



持続可能な社会を実現するため、地域において循環型社会*を形成できるよう、ごみの分別と適正な処理を進めていく必要があります。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
ごみの削減	ごみ分別出前講座、環境美化推進委員連絡会、ごみ処理施設見学会などを実施します。また、集団資源回収の推進などにより、市民とごみを減らす工夫を一緒に考えて実行します。	
	②参加と協働	市民の意識啓発
美しい街並みの維持	市民や事業者とともに市内の美化活動を行い、ごみの適正処理について意識啓発を行います。	
	②参加と協働	市民の意識啓発
ごみの適正処理	一般廃棄物処理基本計画に基づき、効率的で適正な一般廃棄物の処理を行います。また、毎年度、一般廃棄物処理実施計画や環境事業報告書を作成することで、進捗管理を行います。	
	②参加と協働	市民、事業者との協同による計画推進
ごみの適正な処理の効率化	老朽化の進む三郷市一般廃棄物不燃物処理場については、施設の強靱化と処理の効率化を図るため、更新します。	
	③政策形成	一般廃棄物処理基本計画等を念頭に、計画的な施設整備を行います。
生活排水処理の向上	河川の水質に負荷を加えていると考えられる生活排水の処理のため、引き続き単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助金を助成するとともに浄化槽の適正管理を推進します。	
	③政策形成	一般廃棄物処理基本計画等を念頭に、計画的な転換補助を行います。

【関連する個別計画】

三郷市一般廃棄物処理基本計画

【関連する取組み】

生活環境の衛生保全

地域コミュニティの活性化

【関連施策】

3-1-1

経 1-1

* 循環型社会：自然環境と共生し、限りある資源を有効に活用するため、省資源や省エネルギーへの対策を行うなど、可能な限り環境資源のリサイクルを実践している社会。

方針	まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり
施策の柱	地球にやさしい暮らしを実現する
施策	3-2-3 公共下水道*の整備
目指す姿	汚水処理が適切に行われることで、市民生活を快適に送ることができる

【現状と課題】

- 老朽化する施設が増加する中、計画的かつ効果的な維持管理を行うことが課題となっています。また、下水道施設の耐震化など、計画的な更新を図ることが必要です。
- 公共下水道（污水）の普及率の向上のため、処理区域内の家庭を対象に、公共下水道（污水）への接続を周知、促進することで、水洗化率*を向上させることが課題となっています。
- 公共下水道（污水）の未整備区域については、令和7年度までに市街化区域内の下水道整備を終えることを目標に整備を進めています。あわせて、県が管理する最終処理施設*の機能維持・増強などに歩調を合わせます。

* 公共下水道：市街地における污水や雨水を排除・処理するために地方公共団体が管理する下水道のこと。

* 水洗化率：公共下水道を利用可能な人に対し、実際に利用している人の割合。

* 最終処理施設：污水を最終的に処理して河川に放流する施設。三郷市には埼玉県が運用する中川水循環センターがあり、ここで污水を処理し、中川の水よりも綺麗な水質にして中川へ放流している。

【SDGsに向けた方向性】



だれもが衛生的で安全なトイレを利用できるよう、下水道事業を進めるとともに、下水道への接続を促進することで、より適切に汚水処理ができるようにします。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
公共下水道施設の維持管理		老朽化が進む公共下水道施設について、計画的かつ効果的な維持管理を行います。また、下水道施設の耐震化や布設替えなどの改築を計画的に行います。
	①市民サービス	計画的かつ効果的な維持管理を行うためにストックマネジメント計画の策定及び運用します。
公共下水道の普及促進		公共下水道事業の内容を広報し、普及を促進します。また、普及促進により公共下水道（汚水）への接続（水洗化）を図ります。
	①市民サービス	公共下水道事業内容を広報し、普及促進を図ります。
公共下水道（汚水）の整備		公共下水道（汚水）の事業認可区域*において、整備促進を図ります。
	①市民サービス	事業認可区域内の未整備地区において、整備を促進します。
最終処理施設の管理		汚水処理を適切に行うために、最終処理施設の機能維持・増強などにかかる費用を負担します。
	①市民サービス	最終処理施設の機能維持等にかかる費用を負担します。

【関連する個別計画】

下水道施設ストックマネジメント計画*（策定予定）
中期経営計画
三郷市公共下水道基本計画 & 三郷市公共下水道事業計画
中川流域下水道事業計画

【関連する取組み】	【関連施策】
生活排水処理の推進	3-1-1
公害の防止	3-1-1
生活排水処理の向上	3-2-2

* 事業認可区域：都市計画事業として、公共下水道の整備が都市計画法上の認可を受けた区域のこと。

* 下水道施設ストックマネジメント計画：下水道施設の修繕・改築等を計画的に実施するための長期的な計画のこと。

まちづくり方針4

都市基盤の充実した住みやすいまちづくり

方針	まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
施策の柱	地域の特性を生かした快適な都市をつくる
施策	4-1-1 計画的な土地利用の推進
目指す姿	計画的な土地利用により、都市環境と自然環境の調和がとれたまちが実現している

【現状と課題】

- 都市計画マスタープラン*に基づき、定住性の高いゆとりある住宅地の形成、市内産業の発展に寄与する土地利用の実現を目指すため、土地区画整理事業の導入や地区計画の指定、地区計画制度や開発許可制度の運用などにより、地区の特性を踏まえたきめ細やかなまちづくりを進めてきました。
- 土地区画整理事業等による計画的なまちづくりが進められた事業区域においては、それぞれに適した土地利用が実現しています。一方、市街化調整区域においては、都市計画法や建築基準法による規制を受けない資材置き場や残土置き場などが、優良な農地や住宅地に近接して立地するなど、好ましくない環境の地区も見られ、計画的な土地利用への誘導等が求められています。

* 都市計画マスタープラン：市の総合的な構想である「第5次三郷市総合計画基本構想」や国・県埼玉県の計画・構想に即し、都市計画の視点から施策の方針を示すもの。計画期間は20年とし、中間年次においては、三郷市総合計画との整合等に関する見直しを行う。

【SDGsに向けた方向性】



だれもが安心して居住でき、持続可能な都市をつくるため、土地区画整理等の基盤整備や景観形成を推進するとともに、良好な土地利用の形成を図ります。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
都市計画マスタープランの運用		まちづくりに関わる各種計画や公共事業の進捗状況、土地利用・開発事業の動向、市民ニーズを把握・整理し、「都市計画マスタープラン」の目標や方針に沿ったまちづくりの実現を図り、将来都市構造の充実・強化を目指します。なお、市民ニーズや人口減少、少子高齢化の進展等の社会経済情勢の変動の際には、必要に応じて計画の部分的な見直しを適宜行うものとします。
	③政策形成	
都市計画における情報開示の推進		都市計画に関する知識の普及と啓発のため情報提供を行います。
	①市民サービス	
都市計画マスタープランの目標や方針に沿った土地利用の実現		土地利用の現況や市街地の形成過程などを踏まえ、自然環境との調和や地域経済の活性化、防災性の向上、多世代の生活環境の向上等を視野におき、まちの発展に寄与する土地利用の実現を目指します。
	②参加と協働	
良質な開発への誘導及び意識啓発		都市計画法等の関係法令に基づく適切な指導と監視に努め、スプロール化*や住環境の悪化を防止するとともに、良質な開発への誘導や意識啓発を図ります。
	②参加と協働	良質な開発への誘導及び意識啓発
市街化調整区域*における景観の維持・保全		景観計画事前協議等に係る助言や指導、景観審議会の運営、及び屋外広告物条例の運用を行います。
	②参加と協働	

【関連する個別計画】

三郷市景観計画

【関連する取組み】	【関連施策】
住環境の防災性向上の推進	1-1-1
土地区画整理事業等の市街地開発事業の推進	4-1-2
都市計画道路整備の推進	4-2-2
計画的・効率的な道路ネットワーク軸の構築	4-2-2
土地利用の誘導	5-1-2
農地の適切な保全	5-1-3

* スプロール化 [sprawl]: 都市において、市街地が不規則に、虫食い状態で郊外に拡大していくこと。

* 市街化調整区域: 市街化を抑制する区域のこと。

方針	まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
施策の柱	地域の特性を生かした快適な都市をつくる
施策	4-1-2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成
目指す姿	地域ごとの特色が生かされた拠点が形成され、人々が集まり、にぎわいが生まれている

【現状と課題】

- 拠点の形成については、三郷中央地区及び三郷インターチェンジ周辺における A 地区や南部地区、南部南地区の土地区画整理事業や新三郷駅周辺地区の開発により基盤整備が行われ、現在は、三郷北部地区土地区画整理事業による基盤整備が進められています。
- 三郷中央駅周辺は、駅前の「におどり公園」に隣接して「三郷中央におどりプラザ」や宿泊施設が建設され、また、におどり公園を活用した様々なイベント等が開催されています。今後も、都市交流拠点やレクリエーション核としての発展が期待されます。
- 三郷インターチェンジ周辺の北側（A 地区）や新三郷駅周辺の西側は、ピアラシティや新三郷らシティとして、商業・業務・レジャー・教育等の複合機能が集積した地域拠点として発展し、今後は新三郷駅東口周辺の発展が期待されています。
- 三郷吉川線沿道は、三郷インターチェンジに近く幹線道路に面していることから、交通利便性を活かした工業・流通系の土地利用を誘導するため、土地区画整理事業により基盤整備が進められており、産業拠点として流通・工業機能の集積が期待されています。
- 三郷インターチェンジ周辺は、土地区画整理事業により流通・工業等の多様な産業機能が集積する産業拠点として位置づけられており、今後の発展が期待されています。
- 三郷駅周辺は、近隣型の商業・業務機能が集積した地域拠点として更なる発展が期待されています。
- 市南部地域においては、三郷南インターチェンジを中心とする広域交通ネットワーク*の活用による生活利便性の向上が期待されるとともに、首都直下地震や風水害等に備えた防災機能の向上や、少子高齢社会に対応した地域コミュニティの維持が必要とされています。
- 都市計画道路三郷流山線の整備は、三郷料金所スマートインターチェンジ*のフルインター化の検討が進められている中で、三郷料金所スマートインターチェンジ周辺地区についても発展が期待されています。

* 広域交通ネットワーク：周辺都市と結ばれる東京外かく環状道路や都市計画道路等の広域的な道路ネットワークのこと。

* スマートインターチェンジ：高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。

【SDG s に向けた方向性】



地域固有の価値を理解し、地域ごとの特性を生かし、個性豊かで魅力ある地域づくりに取り組みます。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
人に選ばれる地域拠点の形成		三郷駅、新三郷駅、三郷インターチェンジ及び三郷南インターチェンジの周辺において、「商業・業務機能」、「生活サービス機能」、「交流機能」の都市機能を持った、市民生活や都市活動の中心となるバランスのとれた都市構造の構築を図ります。
土地区画整理事業等の市街地開発事業の推進		各拠点において、目指す将来像や地域の実情などを踏まえながら、良好な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業等の市街地開発事業を実施します。
まちのシンボルとなる都市交流拠点の形成		・地域住民と共に、地域住民等の交流やにぎわいを創出する為、「三郷春まつり」、「三郷ハロウィンフェス」、「三郷ハワイアンフェス」のイベントを実施します。 ・三郷中央駅周辺では、都市交流拠点に相應しい、利便性の高い良質な公共空間の創出を図ります。
	②参加と協働	三郷中央駅周辺において、駅前の「におどり公園」や第二大場川などの地域資源の活用を図る。
地域の個性を生かしたまちづくりの推進		三郷料金所スマートインターチェンジがフルインター化されることとともない、交通利便性を活用した産業集積と住みやすいまちづくりにより、産業拠点の形成を目指します。市南部地域においては、広域交通ネットワークを最大限に活用した交通の拠点整備の推進、及び防災機能の強化や地域交流を推進し防災減災核を含む地域拠点の形成を目指します。

【関連する個別計画】

三郷市南部地域拠点整備基本計画

【関連する取組み】	【関連施策】
緑あふれる街並みの形成	3-1-2
快適な水辺空間の創出	3-1-2
快適な歩行空間の創出	3-1-2
美しい街並みの維持	3-2-2
良質な開発への誘導及び意識啓発	4-1-1
都市計画マスタープランの目標や方針に沿った土地利用の実現	4-1-1
都市計画マスタープランの運用	4-1-1
地域的なバランスに配慮した都市公園等の整備	4-2-1

スポーツ・レクリエーションを通じたレクリエーション核の形成	4-2-1
公共交通ネットワークの充実	4-2-3
路線バス利用の促進	4-2-3
特色ある商店街の育成・活性化	5-1-1
農地の適切な保全	5-1-3
都市型観光の振興	5-2-2
多世代交流施設の整備	経 1-2
最適な施設配置の検討	経 3-2

方針	まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
施策の柱	地域の特性を生かした快適な都市をつくる
施策	4-1-3 快適な住環境の創造
目指す姿	安全で良好な住環境が整っている

【現状と課題】

- 昨今の厳しい財政状況を踏まえ、老朽化した市営住宅のあり方を含めた再編方針を策定する必要があります。誰もが安全な住まいで暮らせるよう、市営住宅の適正管理を図るとともに、市民ニーズに応えられる質的向上に努めることが求められています。
- 快適な住環境の創造のためには、敷地の細分化を防止し、住宅の耐震性、劣化対策、省エネルギー性、景観等に配慮した、持続可能な住環境の形成・保全が求められています。
- 市内一斉清掃への町会・自治会の参加率は100%であり、生活環境美化に対する市民の意識は高いです。今後も、清潔で快適な住環境を維持するためには、市民や地域と協力・連携し、身近なところからの環境美化活動を進めるとともに、ごみの不法投棄やポイ捨て行為等の監視体制を充実させていくことが求められています。また、清潔で衛生的な生活環境を保持するため、空き缶等の投げ捨て防止を促す啓発活動や、河川、水路、道路、空閑地等の清掃・除草による地域美化清掃活動、空き地の適正管理など、環境美化推進員や自治会等との連携を図りながら、市民と行政が一体となって地域美化に向けた活動を推進する必要があります。
- 土地区画整理事業の進捗等に伴い、町名変更も生じていることから、初めての来訪者にもわかりやすい町名及び地番の表示が求められています。
- 適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼしており、生活環境の保全のため空家等の管理・利活用が求められています。
- 高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要である人が今後も増加する見込みであり、既存の賃貸住宅や空家等の活用による住宅セーフティネット*の強化が求められています。
- 近年、駅及び三郷インター周辺において新たな街の表情が創出されつつあります。三郷市景観形成基本計画を景観法に基づいて具体化した三郷市景観計画や、三郷市景観条例の制定とともに良好な景観形成に向けた誘導を図っています。計画に沿って、市民・事業者・市の協働による景観づくりを行うとともに、市民のなかに市への誇りと愛着が育まれるような取り組みを推進し、より良好な景観形成の実現を図ることが求められています。

* 住宅セーフティネット：高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方に対し、住まいを確保できるようにする社会的な仕組みのこと。

【SDGs に向けた方向性】



だれもが安全で、かつ質の高い住宅を利用することができるようになります。また、住宅周辺の住環境をより向上させるため、地域の中で美化活動に取り組みます。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
公営住宅の適切な管理	既存住宅の計画的な維持修繕を実施し、適正な保全・管理を進めるとともに、高齢者への対応など質的向上に努めます。	
	⑥市有財産の視点	市営住宅の適正な管理及び質的向上に努める。
安全で良好な住環境の整備	・建築確認申請により、建築基準法への適合性を計画の段階で確認し、工事完了検査時点で検査することにより、建築物の安全性向上に寄与していきます。 ・長期優良住宅*、低炭素建築物*等の普及、三郷市開発事業等の手続等に関する条例の運用により、質の高い住宅の普及促進、良好な宅地水準の確保に努めます。 ・幅員4m未満の市道の後退部分に対して分筆測量費用等の一部を補助し、拡幅整備の促進に努めます。	
	②参加と協働	安全で良好な住環境の整備
良好な道路環境の整備	・道水路に生えた雑草の刈取り、運搬及び回収、処分等の一連作業を実施します。 ・道路側溝の清掃を行い、安全で良好な道路環境の整備に取り組みます。	
不法投棄物の処分及びパトロールの徹底	不法投棄監視パトロールを定期的に巡回し、道水路の不法投棄物を速やかに発見・撤去します。また、回収された不法投棄物の処分を行います。	
放置車両の撤去	道水路に長期間にわたって放置された車両を撤去します。	
わかりやすい住居表示の実施	空家等の管理・利活用の推進や、多様化・高度化する住宅ニーズへの対応等、誰もが安心して暮らせる魅力的な住環境の整備に努めます。	
住宅施策の推進	空家等の管理・利活用の推進や、多様化・高度化する住宅ニーズへの対応等、誰もが安心して暮らせる魅力的な住環境の整備に努めます。	
良好な景観形成の推進	景観賞などの景観啓発活動の実施、景観計画事前協議等に係る助言や指導、景観審議会の運営、及び屋外広告物条例の運用を行います。	
	②参加と協働	

* 長期優良住宅：「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に適合する住宅のこと。建物の劣化対策や耐震性などの性能や景観に配慮した居住環境などが、国土交通省が定めた基準をクリアすることが条件で、計画に基づき、建築、維持管理を行う。

* 低炭素建築物：2012年9月に公布された「都市の低炭素化の促進に関する法律」（エコまち法）に基づき、「低炭素建築物新築等計画の認定制度」（低炭素建築物認定制度）で規定された建築物のこと。

【関連する個別計画】
三郷市公営住宅等長寿命化計画
三郷市空家等対策計画
三郷市景観計画

【関連する取組み】	【関連施策】
住宅の耐震化を促進	1-1-1
住環境の防災性向上の推進	1-1-1
放置自転車の対策	1-2-2
生活環境の衛生保全	3-1-1
公害の防止	3-1-1
生活排水処理の推進	3-1-1
ペットの適正飼養	3-1-1
緑あふれる街並みの形成	3-1-2
公共下水道（污水）の整備	3-2-3
自転車走行空間の整備推進	4-2-2

方針	まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
施策の柱	市民生活が豊かになる快適な都市を実現する
施策	4-2-1 憩いとなる公園づくりの推進
目指す姿	・誰もが快適に公園を利用できる ・公園が市民の憩いの場となる

【現状と課題】

- 人とふれあう場を創出するため、市民の誰もが、いつでも気軽に利用できる公園や緑道の整備が求められています。
- これまで、新たな拠点開発や土地区画整理事業等に伴い、公園の整備を進めてきましたが、市内の公園不足地域の解消を図るため、計画的な公園配置を進める必要があります。
- 既成市街地では、用地買収を伴う新たな公園整備は難しい状況のため、借地方式による都市公園、ちびっ子広場等の整備について検討していく必要があります。
- 遊具や樹木など都市公園等における公園施設の老朽化、熱対策及び、暴風等の災害への対応が求められています。引き続き計画的な公園施設の維持更新を行う必要があります。
- 魅力ある三郷市をアピールし、かつ、高い満足度を得ていただけるよう、幅広い年齢層が利用できる公園の整備及び公園機能の充実に取り組むとともに、その維持管理体制の充実を図ることが求められています。
- 公園整備や維持管理について、引き続き、市民と行政がともに協働することで、よりよい公園づくりと適正な管理が求められています。
- におどり公園と三郷中央におどりプラザなど、公園と周辺の公共施設等が連携して、にぎわいの創出を図っていくことが求められています。



鷹野三丁目ちびっ子広場



早稲田公園(長寿命化した遊具)

【SDG s に向けた方向性】



だれもが質の高い公園や緑地を利用できるよう、計画的な公園の維持、更新を図ります。また、本市の特徴である江戸川や中川等の水辺空間を活かした魅力づくりに努めます。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
地域的なバランスに配慮した都市公園等の整備	地域別の公園整備の状況を勘案し、歩いて行ける身近な範囲で、借地方式などによる都市公園等の整備を推進します。	
	②参加と協働	市民参加による計画的な公園等の整備
既存公園施設の長寿命化の実施	遊具や樹木など公園施設について、点検、修繕及び計画的な更新を実施し、誰もが安全かつ安心して利用することができるように適正に維持管理します。	
	⑤財政運営の視点	快適な利用環境の維持と確保
魅力ある公園づくり	都市公園等の整備にあたり、市民のニーズを把握した上で、市民参加によるワークショップなどを通じて、誰もが利用しやすい特色ある公園づくりを行います。また、災害対策としてかまどベンチや太陽光照明灯を設置するなど、公園機能の充実を図ります。	
	②参加と協働	地域性に配慮した特色や魅力づくり
市民と行政の協働による公園管理の推進	公園施設の維持管理について、公園整備の計画段階からワークショップなどを通じて事前に管理分担を検討し、開園後には市民との協働の中で適切な維持管理ができる仕組みの構築を図ります。	
	②参加と協働	地域との連携強化
スポーツ・レクリエーションを通じたレクリエーション核の形成	におどり公園をはじめとする都市公園等と、周辺の公共施設等が連携してイベントを実施するなど、レクリエーション核として利活用の推進を図ります。	
	①市民サービス	関係機関との連携強化

【関連する個別計画】

三郷市緑の基本計画

【関連する取組み】

市民参加の機会の確保

ユニバーサルデザインに配慮した施設整備の推進

【関連施策】

経 1-3

経 3-2

方針	まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
施策の柱	市民生活が豊かになる快適な都市を実現する
施策	4-2-2 誰もが円滑に移動できる道づくりの推進
目指す姿	快適に移動できる道路ネットワーク環境が整備されている

【現状と課題】

- 三郷料金所スマートICが機能拡充され、令和2年4月より、大型車も通行可能になりました。
- 東京外かく環状道路（三郷南 IC～高谷 JCT 間）が開通し、交通の利便性がさらに向上しました。延伸に伴う道路の諸問題への対応については国と連携していく必要があります。
- 安全で円滑な交通を実現するため、信号機、歩道の設置、道路標識、交通規制の適正化等が求められています。
- 生活道路は狭い道路が多く、安全な歩行の確保が課題となっています。
- 本市では、都市化の進展に伴い、道路幅も確保された新市街地が広がる一方で、今後老朽化する橋梁や道路は急速に増えていく見込みです。東日本大震災発生以降、未曾有の被害が発生し、首都圏においても被害や社会的な混乱が生じた中で、切迫性の高いと言われている首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害による被害拡大が懸念され、市民の安全・安心を確保することが求められています。老朽化した橋梁の架替え・長寿命化や緊急輸送道路の安全点検など、安全性の確保が必要です。
- 円滑で快適に利用できる国道・県道・市道の一体感のある道路網の充実が必要であり、都市計画道路の計画的な整備を推進するとともに、歩行者・自転車のネットワークを含めた一体性のある道路交通体系の確立を図ることが求められています。
- 環境負荷への配慮や、新しい生活様式で想定される自転車利用の増加に対応するため、利用者のニーズを把握し、自転車が安全・安心に通行できる環境の整備が必要です。

【SDG s に向けた方向性】



道路は基本的な生活インフラであるため、生活道路等の整備と安全の確保を図ります。また、高速自動車道や幹線道路についても関係機関と連携して計画的な整備に努めます。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
計画的・効率的な道路ネットワーク軸の構築		- 整備主体の埼玉県と連携を図り（仮称）三郷流山橋の整備を推進するとともに、都市計画道路三郷流山線の整備推進を図ります。 - 国等と連携し、三郷料金所スマートインターチェンジをフルインター化することで、高速道路による周辺都市へのアクセス、市内各地域間の円滑な交流を図ります。 - 道路整備と併せて土地利用を誘導することで、都市に魅力と活力の創出を図り、市内外の活発な交流を促進し拠点間を結ぶ道路ネットワーク軸*を構築します。
	③政策形成	道路ネットワークの形成
安全・安心な道づくりの推進		- 市内循環パトロールを強化することにより、道路の破損箇所を早期に発見し修繕を施します。 - 道路及び道路施設の適切な維持修繕と、道路施設の改良工事などを進めることで、市民が安全・安心に利用できる道づくりに取り組みます。
	①市民サービス	安全・安心な道づくり
橋りょうの適正な管理		老朽化した橋梁の補修や架け替えを計画的に進め、市民が安全・安心に利用できる道づくりに取り組みます。
都市計画道路整備の推進		周辺都市へのアクセスの強化、市内交通の円滑化を図るため、沿道環境に配慮しながらそれぞれの道路の役割に応じた道路整備を推進します。
	③政策形成	
自転車走行空間の整備推進		自転車道の整備、車道における自転車専用レーンの設置、既存の広い歩道への通行位置表示の設置による視覚的分離など、様々な手法を用いて自転車走行空間の整備を推進します。
	①市民サービス	歩行者・自転車ネットワークの形成

【関連する個別計画】

三郷市橋梁長寿命化修繕計画

* 道路ネットワーク軸：拠点間及び拠点と周辺都市を結ぶ三郷市の骨格となる道路とその沿道について、都市に魅力と活力を与え、市内外の活発な交流を促進する連続的な空間のこと。

【関連する取組み】	【関連施策】
地域防犯環境の整備	1-2-1
交通安全施設の整備	1-2-2
放置自転車の対策	1-2-2
快適な歩行空間の創出	3-1-2
良好な道路環境の整備	4-1-3
公共交通ネットワークの充実	4-2-3
ユニバーサルデザインに配慮した施設整備の推進	経 3-2

方針	まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
施策の柱	市民生活が豊かになる快適な都市を実現する
施策	4-2-3 公共交通アクセスの充実
目指す姿	誰もが安心して市内を移動できる環境ができています

【現状と課題】

- 国においては、平成25年に「交通政策基本法」が定められ、平成26年には「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が一部改正されました。その中で、まちづくりや観光振興等の地域戦略との一体性を確保し、地域全体を見渡した総合的で面的な公共交通ネットワークを形成すること、市民の協力を含む関係者の連携といった方向性が示されたところです。
- このような背景のもと、本市では、将来に渡って持続的かつ安定的に公共交通を維持・発展させ、まちづくりなどの地域戦略と一体となった公共交通の活性化、利用促進を図るため「三郷市地域公共交通網形成計画」を平成30年3月に策定しました。
- 計画の策定にあたっては、高齢化社会への対応や利用者目線に立った分かり易い・使いやすい情報提供と快適な利用環境の展開、そして地域との協働による持続可能な仕組みづくりなどを、地域公共交通を取り巻く課題としてとらえています。
- 三郷市における地域公共交通は、鉄道、路線バス、タクシーがそれぞれの役割に応じた運行サービスが提供されています。3者の連携強化による移動の利便性や、さらなる安全性の向上が求められています。
- 自転車は、身近な交通手段として多くの人に幅広い目的や用途で利用されており、環境志向(環境負荷の低減)や健康志向の高まりを背景に、更なる利用拡大が見込まれるため、自転車利用を促すサービスの提供が求められています。
- 誰もが安全で自由に移動、外出できる環境整備手段のひとつとして、シェアサイクル、カーシェア、将来的にはオンデマンド交通や自動運転等の「新たなモビリティサービス」の活用や導入が考えられます。現在、既存の地域公共交通と、新たなモビリティサービスや徒歩等、あらゆる移動手段やサービスを統合して提供する「Maas* (Mobility as a Service: マース)」について、全国で実証実験等が始められています。三郷市においても、その概念の導入や、段階的な具現化が期待されます。

* Maas [Mobility as a Service: マース]: 出発地から目的地まで、利用者にとって最適な移動経路を提示するとともに、複数の交通手段やその他のサービスを含め、一括して提供するサービスのこと。

【SDG s に向けた方向性】



だれもが、その人の身体状況にかかわらず安心して利用できる公共交通機関の整備・充実を行います。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
鉄道輸送の強化		利便性及び安全性の向上のため、つくばエクスプレスの8両編成化の早期実現や東京駅延伸、JR武蔵野線のホームドア設置を鉄道事業者に働きかけます。
	①市民サービス	利用しやすい公共交通施設の整備
公共交通ネットワークの充実		公共交通機関が相互に連携した「使いやすい」「分かりやすい」公共交通サービスと、拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの構築、そして「地域が支え、育てる」持続可能な公共交通の確立を目指します。
	①市民サービス	公共交通ネットワークの充実を図る。
路線バス利用の促進		三郷市地域公共交通活性化協議会との連携により、利用環境の維持・改善など、路線バスが利便性の高い公共交通となるよう、検討を図ります。
	①市民サービス	利用しやすい公共交通施設の整備
自転車利用の促進		自転車利用促進サービスセンターを情報発信基地として、情報提供等のサービス向上を図ります。
	①市民サービス	利用しやすい公共交通施設の整備
サイクルアンドバスライドの推進		バス利用の促進を図るため、サイクルアンドバスライド*の周知 PR を実施していくとともに、設置個所の拡大や利用環境の改善を図ります。
	①市民サービス	利用しやすい公共交通施設の整備
MaaS の具現化		埼玉県東南部 5 市 1 町にさいたま市を加えた 7 団体で構成される「新たなモビリティサービスによる『まち』づくり協議会」の活動を通じ、地域の課題解決に向けた施策や取り組み、実証実験の実施等について検討します。
	①市民サービス	利用しやすい公共交通施設の整備

【関連する個別計画】

三郷市地域公共交通網形成計画

【関連する取組み】

都市型観光の振興

民間施設等に関するユニバーサルデザインへの配慮

【関連施策】

5-2-2

経 3-2

* サイクルアンドバスライド [cycle and bus-ride] : 自転車と路線バスとの移動の連続性を確保することにより、自転車の利便性を高める施策の一つ。バス停留所付近に自転車駐輪場を設置することで、自転車からバスへの乗り継ぎ利用を促進する。

方針	まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
施策の柱	市民生活が豊かになる快適な都市を実現する
施策	4-2-4 良質な水の安定供給
目指す姿	健全な水道事業の運営のもと、安全で安定した水道水がすべての市民に供給される

【現状と課題】

- 平成28年3月に策定した「三郷市水道事業ビジョン」「第3次三郷市水道事業基本計画」に基づき計画的な事業運営、施設整備をしています。近年多発する自然災害による水道施設への被害等を踏まえ、平成30年12月に水道施設における緊急対策が国から示されました。また、水道法が水道の基盤強化を図ることを目的として、平成30年12月に改正され、あわせて水道施設の適切な管理に関する事項が明記されています。
- 近年、給水人口は増加しているものの、節水機器の普及に伴い水需要の減少によって配水量・給水収益は概ね横ばいとなっており、今後も水道事業における収入の根幹である給水収益の増加は期待できない状況です。さらに近年多発する自然災害による水道施設への被害等を踏まえ、基幹管路の耐震化や特に重要度の高い水道施設の停電・浸水対策などの災害対策が急務となっています。
- 今後、持続可能な水道事業を運営していくためにもアセットマネジメント*による施設整備費の平準化、また施設の長寿命化を踏まえた適切な維持管理を行うことが必要です。あわせて、県営水道の計画的な受水により必要な水量の安定給水確保を行い、これら水道事業の環境変化を踏まえ、給水人口に対応した安定的な給水に努める必要があります。



水道デザイン鉄蓋

* アセットマネジメント [Asset Management] : 持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点にたった、効率的かつ効果的な資産管理のこと。

【SDGsに向けた方向性】



だれもが安心して利用することのできる水の提供を図るため、施設の適切な維持・更新を図ります。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
健全な経営の維持	施設整備を計画的にすすめながら、適宜、財政計画の見直しを行い、将来にわたって健全な経営が持続できるように取り組みます。	
	⑤財政運営	適切な財政計画に基づく、計画的な施設整備の推進
地震に強い強靱な管路の構築	地震に強い強靱な管路を構築するため、耐震化による管路更新を計画的、効率的に実施します。また、更新に伴い、漏水防止効果による有収率*の向上を図ります。	
	⑥市有財産	地震に強い強靱な管路の構築
浄配水場施設の長寿命化のための適切な維持管理・計画的な更新	浄配水場施設を適切に維持管理することにより、施設の健全度を高め、長寿命化を図ります。また、施設更新を計画的に実施することで、地震や浸水など自然災害に強い浄配水場施設の構築に取り組みます。	
	⑥市有財産	地震や浸水など自然災害に強い浄配水場施設の構築

【関連する個別計画】

三郷市水道事業ビジョン、第3次三郷市水道事業基本計画

* 有収率：浄配水施設から配水した水のうち、料金の対象となった水の割合。

まちづくり方針5

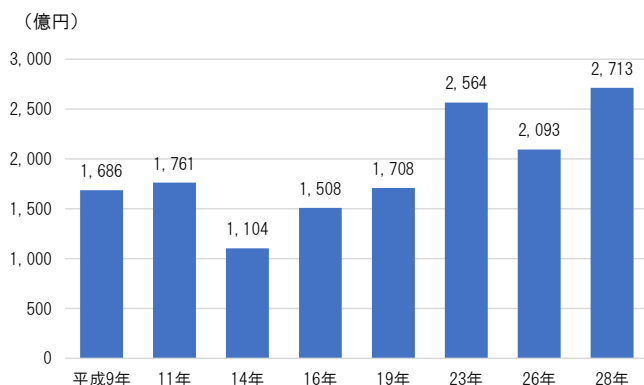
魅力的で活力のあるまちづくり

方針	まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり
施策の柱	元気で活力ある都市を実現する
施策	5-1-1 にぎわいのある商業の振興
目指す姿	魅力ある商業により、地域がにぎわっている

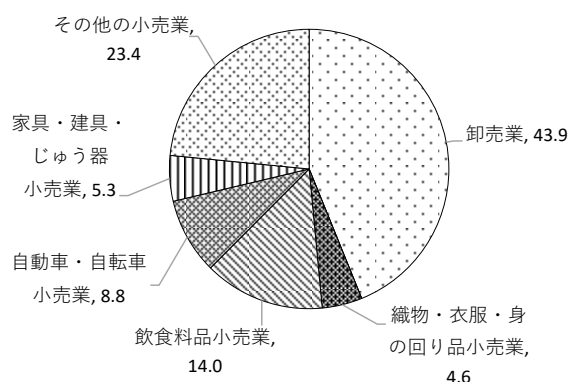
【現状と課題】

- 経済産業省の平成31年3月における商業動態統計小売業販売額（季節調整済指数*）によると、「一進一退の小売販売」となっています。
- 大型店の進出、通信販売やインターネットショッピングの利用による無店舗販売*の進展により、売り上げ・客数の減少、経営者の高齢化等さまざまな環境の変化が個店・商店街の活力を衰退させています。また、大型店相互の競争激化も予想され、市内の商業環境をめぐる課題はますます多様で複雑化しています。
- 既存商業者には地域の環境の変化や消費者の動向を的確にとらえた新たな事業に取り組むための支援が必要となるとともに、大型商業施設を訪れる買い物客を市内の個店・商店街に誘導する施策が求められています。
- 地域の顔であり、生活に密着した魅力ある商店街づくりのため、商業基盤施設の整備や街路灯、モニュメント等の施設、また、省エネ・バリアフリー化など商店街が取り組む環境の整備支援が求められています。
- 市の魅力を活用した商業活動を支援し、市のシティプロモーションや観光の推進との相乗効果を高めていく必要があります。

年間商品販売額の推移（左）及び平成28年構成比（右）



（出典）商業統計調査、経済センサス活動調査



（出典）商業統計調査

* 季節調整済指数：経済統計の原計数から季節の変動による業績のばらつきを取り除いた指数のこと。

* 無店舗販売：店舗を構えずに販売する営業様式のこと。屋台、通信販売、巡回・訪問販売、カタログ販売、インターネット販売等が含まれる。

【SDGsに向けた方向性】



事業者、商店街や関係団体等への支援により、まちの活性化、持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図ります。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
特色ある商店街の育成・活性化		商店街が活性化のために実施する各種事業に対して補助を行うことにより、既存商業を支援し、地域の顔、生活広場としての魅力ある商店街づくりを行います。
	②参加と協働	商店街の環境整備等の支援を行う
経営基盤の強化への支援		中小企業事業者・創業者向けに相談窓口やセミナー開催、補助制度の実施、創業塾の開催、特定創業支援等事業計画の認定事務を行います。
	②参加と協働	中小企業の経営支援を行う
特色ある新商品開発の支援		ホストタウン登録されたギリシャの特産品を使った商品を開発又は販売する商業事業者等に対して補助を行うことにより、事業者への支援と市内の気運醸成を図ります。
	②参加と協働	中小企業の経営支援を行う

【関連する取組み】

【関連施策】

調和のとれた商業・工業環境の整備	5-1-2
新特産品等の産出	5-1-3
三郷産農産物の流通販売促進	5-1-3
雇用の促進	5-2-1
労働環境の充実	5-2-1
地域資源を活かした取組みの創出	5-2-2
観光資源の再発見	5-2-2



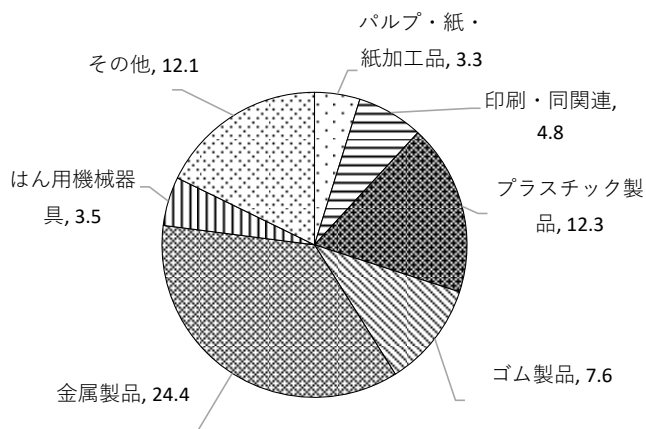
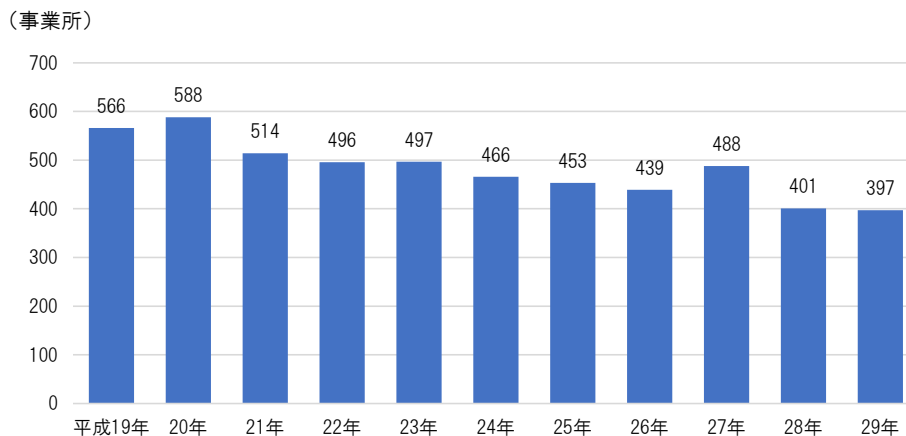
産業フェスタ

方針	まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり
施策の柱	元気で活力ある都市を実現する
施策	5-1-2 活力ある工業の振興
目指す姿	工業の振興により、地域経済の活性化がなされている

【現状と課題】

- 本市は、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律」に基づいて策定された「埼玉県基本計画」において、成長ものづくり分野、食品、製造分野、物流関連分野の促進区域として位置づけられています。
- 平成30年度には東京外かく環状道路（三郷南 IC～高谷 JCT 間）が延伸し、産業集積への期待が高まっており、交通特性を活かした産業の振興や新たな雇用機会の創出が求められています。
- 三郷インターチェンジ周辺や幹線道路に面するなど交通利便性の高い地域については、都市基盤整備の状況や周辺の農地環境との調和を図りながら、工業・流通系の土地利用を誘導するため、土地区画整理事業などによる産業拠点の形成が進められています。
- 土地区画整理事業や都市計画道路、東京外かく環状道路の延伸、つくばエクスプレス開通など都市基盤整備の進展、大型商業施設が進出したことにより、購買力の周辺都市への流出に一定の歯止めがかかり、近隣市町からの消費者の流入が見受けられます。
- 商工まつりと農業祭を同時開催する産業フェスタの開催等、市内商工業の振興及び地域経済の活性化を目的としたイベントを開催しています。

事業所数の推移(上)及び平成29年構成比(下)



(出典) 工業統計調査

【SDG s に向けた方向性】



持続可能な産業集積を行うため、本市の広域交通条件の優位性を活かした形での産業立地を進めます。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
土地利用の誘導	交通利便性の高い地域については、産業の活性化に資する土地利用を誘導します。	
調和のとれた商業・工業環境の整備	市内商工業の振興及び地域経済の活性化のための各種団体運営及びイベントに対する補助等の支援をします。	
	②参加と協働	人材及び労働力の確保に取り組む

【関連する取組み】	【関連施策】
経営基盤の強化への支援	5-1-1
雇用の促進	5-2-1
労働環境の充実	5-2-1
地域資源を活かした取組みの創出	5-2-2
観光資源の再発見	5-2-2

方針	まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり
施策の柱	元気で活力ある都市を実現する
施策	5-1-3 都市型農業*の振興
目指す姿	高品質化、高付加価値化した都市型の農業が実現し、活性化している

【現状と課題】

- 本市の農業は、東京都に隣接するという立地条件を活かした都市型農業を中心に、新鮮で安全・安心な農作物の安定供給を行っています。しかし、社会経済の発展に伴い、ベッドタウンとしての都市化が進み、農地の宅地化に伴う耕作面積の減少と併せ、農業者の高齢化や担い手不足による農業者の減少、並びに市場価格の下落に伴う農業所得の減少により、継続的な農業経営が困難になりつつあります。
- 農産物のブランド化や高付加価値化に向けての農業の6次産業化*や、新たな農作物栽培に取り組む農業者や取り組みを考えている農業者から、その第1歩を踏み出すための支援を求める声が寄せられています。
- 本市の立地性を活かした農業経営として、圃場*を観光農園*に整備するなど、集客性の高い農業を目指す動きも出てきています。
- 社会の成熟に伴い、緑豊かな潤いある居住環境並びに自然とのふれあいが求められている状況から、農地の適切な保全が必要とされています。
- 農業体験や園芸講座等により、地元の農業を身近に感じてもらえる機会を提供するなど、安全・安心な三郷産農産物のPRを行うとともに、その需要拡大が求められています。

* 都市型農業：大消費地に隣接する立地性を生かし、消費者のニーズに対応した多様な農産物の生産、販売や農業体験の場の提供。市街地におけるオープンスペースの確保。やすらぎや潤いといった緑地空間の提供など、多様な役割を果たす農業のこと。

* 6次産業化：1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。

* 圃場：農作物を育て収穫する水田や畑を指す言葉。

* 観光農園：農産物の収穫体験が出来る個人農家または農業法人が経営する農園のこと。

【SDGsに向けた方向性】



農業資源の管理、地産地消・6次産業化・ブランド化による市内販路の整備、新たな担い手や後継者の育成・確保につながる取組を進めることで、持続可能な農業を推進します。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
農業の担い手の育成・確保に向けた支援	各種農業者団体に対し支援活動を行い、農業者団体の育成に努めます。特に、農業後継者団体への活動支援と組織強化に努めます。	②参加と協働 生産直売体制の強化
農業経営・生産の充実	農業者に対し埼玉県春日部農林振興センター、地元農業協同組合などの関係機関の協力を得ながら、生産技術の向上を図り、農産物の高品質化並びに付加価値のある農業を推進します。また、認定農業者を主とする農業経営体を育成するとともに、環境にやさしい農業を推進し、安全・安心な農産物の供給を図ります。	②参加と協働 生産直売体制の強化
新特産品等の産出	小松菜に次ぐ新たな特産品の産出を目指すとともに三郷産農産物のブランド化やイメージアップを図り、高品質で付加価値の高い農産物にすることで販路拡大や市場での競争力を高めます。また、農業と商工業が連携し、三郷産農産物を使った6次産業化に取り組むなど、新たな需要の拡大に努めます。	②参加と協働 農産物の高品質化・高付加価値化
ふれあい型農業の推進に向けた支援	市民に多様な農業体験の場を提供し、農の資源を活かした交流や食育*などの取組を推進するとともに、市民農園・観光農園などの整備の支援を推進します。	②参加と協働 ふれあい型農業の推進に向けた支援
農地の適切な保全	農作物の生産という本来の機能のみならず、環境の保全、防災空間、憩いの場などの貴重なオープンスペースとして多様な機能を有する農地を適切に保全することによって、豊かな地域社会を築くとともに、農業経営の安定化を図ります。	②参加と協働 生産直売体制の強化
園芸団体への支援並びに市の花「さつき」の栽培普及	園芸展を支援することで、園芸展出展者の技術向上を図り、三郷市の観光資源につながるよう努めます。併せて、さつき栽培講習会を開催することで、多くの市民に栽培する機会を提供するとともに、「さつき」が市の花として深く認識されるよう普及に取り組みます。	②参加と協働 地元農産物の広報・宣伝活動の推進
三郷産農産物の流通販売促進	高品質な農産物の市場出荷を支援するとともに三郷産農産物が市民の手に入りやすい仕組みの充実を図ります。また、農業祭や各種イベントを通じ、安全・安心な三郷産農産物の広報・宣伝活動を行い、新たな需要の拡大に努めます。	②参加と協働 農産物の高品質化・高付加価値化

* 食育：生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。

【関連する個別計画】
三郷市農業振興計画

【関連する取組み】	【関連施策】
安全・安心な学校給食の提供及び食育の推進	2-2-1
都市農地の保全推進	3-1-2
地域資源を活かした取組みの創出	5-2-2
観光資源の再発見	5-2-2

方針	まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり
施策の柱	まちに人々が集い、にぎわいを生みだす
施策	5-2-1 産業と雇用の創出
目指す姿	・起業できる環境が充実している ・地域の特性を活かした産業が発展し、市内の雇用の創出が図られている

【現状と課題】

- 緩やかに景気回復しているものの未だ雇用不安が続く中、誰もが安心して働ける雇用機会の拡大、雇用情報の提供、相談体制の充実、労使関係の健全な発展、労働者生活の安定、福祉の向上等が求められています。
- 今後、関連法の整備や改正等の動向を反映しながら、拡大・強化を図るとともに、労働者の福利厚生制度の充実についても十分対応していく必要があります。
- 草加公共職業安定所管内の有効求人倍率は上昇しているものの、有効求人倍率と就職率・充足率が乖離しており、多様な働き方に見合った雇用形態や正規雇用対策が求められています。



優良従業員表彰式



合同企業面接会

【SDGsに向けた方向性】



産業基盤、経営環境の整備を推進するとともに雇用や労働環境に不安や不満を持つ勤労者に対する各種相談事業等を通じ、安全で安心な労働環境を促進します。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
労働環境の充実	労働者が直面している労働問題の解決と福祉の増進を図るため、関係機関と連携し、相談事業や中小企業退職金共済等掛金補助等の支援をします。	
	②参加と協働	ものづくり人材の確保と育成支援
雇用の促進	雇用機会の拡充を図るため、関係機関と連携し、求人情報の提供や相談体制の整備、合同企業面接会及び就職支援セミナー開催等の支援をします。	
	②参加と協働	ものづくり人材の確保と育成支援

【関連する取組み】

【関連施策】

地域における子育て支援	2-1-2
就労支援の推進	5-2-1

方針	まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり
施策の柱	まちに人々が集い、にぎわいを生みだす
施策	5-2-2 魅力ある観光の振興
目指す姿	魅力ある観光資源により、多くの人が訪れている

【現状と課題】

- 市民だけでなく国内外の人々を惹きつけ、魅了し、三郷に来たいと思えるよう、本市の認知度やイメージをより高め、住民の自らの地域に対する愛着と誇りを育てる大きな役割を担うために、三郷市の魅力を発信し、ブランド化を図る必要があります。
- 本市においては、つくばエクスプレスの開通や、市内バス交通網の整備など、移動手段の向上が図られるとともに、「ピアラシティみさと」や「新三郷ららシティ」などに、広域的な集客力や知名度を持った大規模商業施設が進出しました。
- 市内外に広く本市の魅力を PR できる misato style、サマーフェスティバル花火大会、産業フェスタなどイベントの実施・後援・支援や、観光案内板の設置、地域ブランドの育成、公式マスコットキャラクター「かいちゃん&つぶちゃん」の活用など、観光振興に関する様々な取り組みを行っています。
- 市民が観光行政に望む期待は高く、こうした要望に応えるために、市、（一社）三郷市観光協会・事業者、市民など相互の連携を図りながら、都市型観光*を推進し、三郷市の特性を活かした観光資源の創出・発掘、おもてなし体制の充実強化の推進など、新たな取り組みが求められています。
- 今後予測される人口減少や人口構造の急激な変化といった三郷市の将来見通しに対して、観光振興により交流人口*を拡大していくことによって、来訪者の消費活動を通じて幅広い産業に経済的な波及効果と雇用の創出等を生み出し、地域の活力を維持し続けることが期待される中、変化の激しい観光に対する多様なニーズや意向を的確に把握し、本市が持っている魅力・資源を最大限に活用した観光事業を実施するため、引き続き調査・研究が必要とされています。



misato style 2019



三郷市情報発信スペース
ららほっとみさと

* 都市型観光：観光都市に滞在し、歴史遺産や町並、古典芸能やコンサート、美術鑑賞などの芸術、テーマパークなどのアミューズメント、ショッピングや飲食、夜景などを楽しむ観光のこと。

* 交流人口：その地域に訪れる人々のこと。その地域に住んでいる人（定住人口又は居住人口）に対する概念。

【SDG s に向けた方向性】



本市の有する魅力等を活かし、雇用創出や製品の販路拡大に資するような観光の振興を図ります。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
地域資源を活かした取組みの創出		健康をテーマに市の歴史や文化・産業等の魅力や資源を考察し、ブランド化を確立します。また、市内外へ地域の魅力発信を行います。
	③政策形成	ブランド化を確立、市の魅力発信に繋がる政策を立案する。
観光資源の情報発信		三郷市の魅力を市内外に効果的に伝えるため、多様な観光ニーズに合わせた的確な情報を、三郷市情報発信スペース「ららほっとみさと」や観光ホームページ、パンフレット、観光案内看板等を活用して積極的に情報発信を行います。
	②参加と協働	市民ニーズに合わせた情報発信
都市型観光の振興		民間事業者と連携し、大型商業施設を有するエリアの集客力や交通網の充実による首都圏や近接する地域からのアクセスの良さという強みを活用した都市型観光を推進し、地域のにぎわい創出・経済活性化を図ります。
	②参加と協働	民間事業者・関係機関との連携による企画提案
観光資源の再発見		市民や関係団体との連携により、自然、文化、歴史、産業、人材など今ある地域資源を再発掘し、さまざまな手法により磨き上げを行い、三郷市固有の魅力ある観光資源として活用していきます。
	②参加と協働	市民・団体等の参画と観光資源としての価値創造

【関連する個別計画】

--

【関連する取組み】	【関連施策】
まちのシンボルとなる都市交流拠点の形成	4-1-2
シティプロモーションによる魅力発信	経 2-1



misato style ワッペン

方針	まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり
施策の柱	まちに人々が集い、にぎわいを生みだす
施策	5-2-3 多様な交流の推進
目指す姿	多様性(ダイバーシティ)を認め合い、尊重し、様々な形での交流を推進することで、グローバル化した社会を構築する

【現状と課題】

- 近年における交通網の発達や経済活動のグローバル化の進展などを背景に、日本にビジネスや留学で訪れたり、結婚して日本に暮らし始める外国人住民が増えており、「地域での多文化共生」がクローズアップされています。そのため、今後、外国人住民との共生や交流の機会の増大が見込まれています。
- 本市においても、外国人住民の数は年々増加の一途を辿り、現在人口比率の約3%を占めるに至っており、特にみさと団地を中心に外国人留学生やその家族が多数居住しています。
- 本市では、こうした外国人が不自由を感じることなく生活できるよう、市役所内に国際化推進専門員を配置し、日本語を母語としない来庁者への英語での通訳、電話の対応、英語版ホームページの作成、英語の生活情報誌や、リビングガイドブックの作成など、様々な行政サービスの提供を行っています。また、国際交流協会やボランティア団体による地域住民との交流会や市内小・中学生に対する国際協力や国際理解に関する講演会の実施などの取り組みが行われています。
- 今後、外国人住民の更なる増加・多国籍化が予測されることから、行政パンフレット、室内外サイン等の多言語対応、職員の語学力の向上など、行政サービスの一層の充実が求められています。また、外国人が、地域の構成員として受け入れられ活躍出来る社会の構築を目指すため、市民の意識啓発の強化や、市民団体との連携による外国人受け入れ体制の整備が求められています。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図ることを目的とするホストタウン制度に、平成28年6月、本市はギリシャ共和国のホストタウンとして登録されました。
- 「みさとシティハーフマラソン」でのスポーツ交流をはじめ、駐日ギリシャ共和国大使館等、ギリシャ共和国の関係者との連携のもと、ギリシャ共和国の歴史や文化に触れる「文化交流プログラム」、市内の保育所、小・中学校での「ギリシャ給食」の提供を通じた食育*の推進など、様々な交流事業を実施しています。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催時のギリシャ陸上競技選手団の事前キャンプの受け入れ等、外国人来訪者との交流機会の創出を行い、市民の国際感覚意識の向上を図るとともに、国際化に向けた各種事業を推進します。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会後におけるレガシー（遺産）の構築や、ホストタウンにおける継続的な交流を含む国際化の推進について、国際友好都市協定の締結など、さらなる交流促進のための検討が必要となります。

* 食育：生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。

【施策実現のための取組み】		
取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
国際交流の推進		東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるギリシャ共和国のホストタウン交流を中心に、国際友好都市の締結や、国際交流協会等による地域住民との交流会等を実施し、スポーツ、文化、教育など様々な分野における国際化に向けた各種交流事業を推進し、市民の国際感覚意識の向上を図ります。
	②参加と協働	市民の参加と協働を促し、国際化に向けた各種事業を推進する
多文化共生の推進		国際交流協会等による日本人住民と外国人住民の交流活動を支援するなど、相互理解のための機会の充実を図るとともに国際化推進専門員の配置、日本語を母語としない住民への広報、通訳対応を実施するなど外国人住民が暮らしやすい生活環境を整備します。
	②参加と協働	関係市民団体の活動支援による市民参加の促進

【関連する取組み】	【関連施策】
特色ある新商品開発の支援	5-1-1
ギリシャ共和国を中心とした国際交流	経 2-3



小・中学校におけるギリシャ給食
文化交流プログラム

まちづくり方針6

誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり

方針	まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
施策の柱	誰もがいつでも読書に親しむ環境をつくる
施策	6-1-1 読書を通じた交流の推進
目指す姿	読書を通じて人々が交流している

【現状と課題】

- 本市では平成25年3月に市議会で議決された「日本一の読書のまち宣言」に基づき、市民の主体的な学習要求や課題解決等、様々なニーズに応えるため、資料や情報を積極的に収集するとともに、市民のだれもが、いつでもどこでも読書に親しめるような図書館の運営を行っています。
- 宣言から8年が経過し、これまでの活動の振り返りと次の目標について明確な方針と体制が求められています。今後は多様な読書活動を通じて市民の交流を促し、人と人とのネットワークを育んでいくことで、新たなコミュニティの創造を目指していきます。
- 高齢者や障がいのある方など、図書館への来館が困難な利用者に対する支援や地域の図書室の更なる充実、市内の読書環境の拡充に努めます。また、地域で活動する読書ボランティア団体のニーズを確認し、具体的な支援を実施していきます。



ランドセルブック
よもよも事業



こども司書の活躍

【SDG s に向けた方向性】



だれもが、積極的に読書に取り組むことで、多様な知識を得るだけでなく、その人の生活をより豊かにできるようにします。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
市民の読書活動の基本となる図書館の適切な運営	市民の自主的・主体的な学習要求及び課題解決等に対応できる資料・情報を収集・整理・保存して、提供します。	
	①市民サービス	図書館サービスの充実
日本一の読書のまち三郷の推進	第二次日本一の読書のまち三郷推進計画に基づき各種施策を実施します。	
	②参加と協働	読書を通じた市民同士の交流機会の確保
読書活動ボランティア団体への支援	地域で活動する読書ボランティア団体に対して支援を行います。	
	②参加と協働	読書を通じた市民同士の交流機会の確保

【関連する個別計画】

第二次日本一の読書のまち三郷推進計画

【関連する取組み】

本を通じた世代間交流の推進

日本一の読書のまちの推進

【関連施策】

経 1-2

経 2-1

方針	まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
施策の柱	誰もがいつでも読書に親しむ環境をつくる
施策	6-1-2 読書環境の整備
目指す姿	身近に読書に触れることができる

【現状と課題】

- 市民の安心・安全・快適な図書館の利用のため、また、図書館資料の貸出・返却・検索・管理の迅速かつ効率的な処理による、利便性の向上を図るために、図書館施設管理事業を実施しています。今後も施設・設備の適切な維持管理及び図書館情報システムの安定的運用のため、施設・設備の適切な管理に努めるとともに必要な措置を講じていく必要があります。
- 子どもたちに、読書の楽しさ、知る喜びを伝えるため、図書館及び図書館資料を活用し、子どもたちへの読書環境整備と市内小中学校への読書活動支援を実施しています。今後も家庭・地域・学校・図書館が一体となり、子どもたちの読書環境の更なる整備促進及び読書活動を活発にするための取組を行っていきます。
- 市民のニーズに対応する一方、公共施設として市民生活を豊かにし、課題解決に結びつく蔵書構成のため図書館資料の購入を実施しています。図書館資料の貸出を増やし、「読書のまち」「文化のかおり高い」まちづくりをすすめていくために、社会情勢を踏まえた幅広い資料の収集に努めるとともに、リクエストや利用状況等から市民ニーズを捉えた図書の選定を進めます。
- 平成30年3月より電子図書館サービスを導入し、市民の更なる読書機会の確保に努めています。今後は蔵書数の増加とサービスの周知を図り、利用者の増加に努めていくことが課題となっています。
- これまでの取り組みにより学校図書館の環境は充実し、児童生徒の読書量やレファレンス数*からも児童生徒が読書と親しんでいる状況が伺えます。引き続き「日本一の読書のまち三郷」にふさわしい学校図書館を目指します。



自動貸出機



図書館調べ学習

* レファレンス数：調べたいことや探している資料などについての相談件数のこと。

【SDGs に向けた方向性】



積極的に読書に取り組むことのできる環境をつくり、だれもがその環境を利用できるような社会の実現を図ります。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
図書館施設の維持管理及び図書館情報システムの安定的運用による読書環境の向上	日常及び定期点検を通じた施設・設備の適切な管理に努めるとともに、図書館情報システムの安定的運用を図るために必要な措置を講じます。	
	①市民サービス	読書環境の整備と充実
図書館業務の効率化	自動貸出機等の導入により利用者の利便性を高めるとともに、事務の効率化などにより、個々の利用者に対応できる体制を構築します。	
	①市民サービス	図書館サービスの向上
子どもたちの読書環境の整備	図書館及び図書館資料を活用した、子どもたちの読書環境の整備、市内小中学校の読書教育支援に取り組みます。	
	①市民サービス	読書環境の整備と充実
読書環境の整備と充実	市民の学習意欲及び読書への興味に応えるため、多分野の資料の充実に努めるとともに、市内施設の相互協力による読書ネットワークを強化するほか、各種データベースの導入を図ります。	
	①市民サービス	読書環境の整備と充実
電子図書館の運営	様々な理由により図書館に行くことが困難な方でも、気軽に読書に親んでもらえるようなサービスの提供に取り組みます。	
	①市民サービス	読書環境の整備と充実
学校図書館の充実	司書教諭、図書館担当教員、学校司書が、学校応援団*や読書ボランティア等と連携し、「日本一の読書のまち三郷」にふさわしい児童生徒の読書及び調べ学習の拠点となるよう、学校図書館の充実を図ります。	
	⑥財政運営	学校図書館の充実

【関連する個別計画】

第二次日本一の読書のまち三郷推進計画

【関連する取組み】

市民の読書活動の基本となる図書館の適切な運営

【関連施策】

6-1-1

* 学校応援団：学校での教育活動における学習活動、安心安全、環境整備などを支援する保護者・地域の人々によるボランティア組織のことで、学校毎に設置されている。

方針	まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
施策の柱	誰もが学び、健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる
施策	6-2-1 生涯学習の推進
目指す姿	誰もが様々なことを学び、活かせることができる

【現状と課題】

- 高度情報化の進展や価値観の多様化、少子高齢化社会など、生涯学習をとりまく社会環境の変化に対応し、子どもから高齢者まで一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自己を高め、心豊かな人生を送れる人生 100 年時代の生涯学習社会の構築が求められています。そのため、デジタル技術やインターネット環境を活用した生涯学習機会の提供を目指します。
- 市民の生涯学習のニーズに対応するため、教育機関や専門家などとの連携が求められています。
- 生涯学習を支える施設の充実と、生涯学習施設の利用促進、生涯学習団体や関係機関との連携を通じた生涯学習体制の整備が求められています。
- 子どもの健全育成のため、家庭の教育力の向上が求められています。



子ども大学みさと



高校協働講座

【SDG s に向けた方向性】



すべてに対して、その人が希望する知識の習得などの学習への希望に応えます。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
学び(市民大学)の充実		一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自己を磨き、心豊かな生活を支援するため、教育・学術機関や専門家等と連携・協働した講座の開催や放送大学再視聴施設の活用等、多様な生涯学習ニーズに対応します。
	②参加と協働	高度な学習機会を提供し、市民の学習機会の充実を図る。
生涯学習・社会教育の推進		社会情勢や市民のニーズを把握し、学習機会の提供や社会教育活動への支援、デジタル技術やインターネット環境を活用した情報発信等を通じて、生涯学習意欲の高揚を目指します。
	②参加と協働	インターネット等を活用し、積極的な情報発信を推進する。
生涯学習関係機関・団体との連携強化		多様な市民ニーズに応え、生涯学習意欲の高揚を図る施設として、北公民館や放送大学視聴施設などの生涯学習関連施設を運営し、各種講座の充実を推進します。
	①市民サービス	生涯学習関連施設の利用促進及び活動の充実
家庭教育力の向上		家庭の教育力の向上を図るため、子育ての経験や情報交換を推進する団体を支援します。
	②参加と協働	家庭・学校・地域が一体となった取り組み

【関連する取組み】	【関連施策】
市民作品の展示	6-2-3
市民の文化活動の支援	6-2-3
社会参加の機会の充実	7-2-4
地域を知るための機会の創出	経 2-1

方針	まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
施策の柱	誰もが学び、健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる
施策	6-2-2 スポーツ・ウェルネスの推進
目指す姿	・誰もがスポーツやレクリエーションを楽しんでいる ・様々な活動を通じて、健康的に生き生きとした生活を送っている

【現状と課題】

- 文化的活動への関心とともに、健康づくりや体力づくり、仲間づくりへの関心が高まっており、市民のスポーツ活動に対する関心とニーズは、高度化、多様化しています。スポーツに対する期待が高まっているなか、既存の施設を最大限に活用し、スポーツ実施率を上げていくことが課題です。今後は、施設の管理に関して、民間能力を活用しつつ、市民サービスの効果及び効率の向上を図る必要があります。
- 地区の生涯スポーツ活動の場として、利用者を取り込んだ事業を提案していく必要があります。
- 高齢者の生きがいづくり、健康維持を目的として、本市独自の事業「シルバー元気塾^{*}」を開催しています。参加者からは、足腰が強くなった、体調が良くなった等の声が多くあり、効果が高いことも実証されています。令和元年度には、ゆうゆうコースと併せて24コース、参加者2千人余りで定員を超える申込があり好評の事業となっています。今後も市民ニーズに応えるため、サポーターの養成等さらに推進するとともに充実化を図ります。
- 地域活性化の観点からも、市内出身のアスリートや市内で活動するスポーツ団体などへの活動を応援・支援していくことが求められています。

^{*} シルバー元気塾：高齢者の生きがいづくり、健康維持を目的として開催している市独自の筋力トレーニング教室。

【SDGs に向けた方向性】



希望するスポーツやレクリエーションを行うことをだれもができることで、いきいきとしたその人らしい生活ができるようにします。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
①②スポーツ・レクリエーション活動の推進	スポーツ基本法第22条に広く住民が自主的かつ積極的に参加できるようスポーツ行事を実施、奨励に努めることにより、スポーツをする機会をつくります。また、子どもから高齢者まで、誰もが、いつまでも、どこでも自分の好みや体力に合わせて、生涯にわたって楽しめる手軽なスポーツ教室を実施します。	
	①市民サービス ⑥市有財産	・誰もが容易に、気軽に参加することができる活動機会の提供 ・安心して利用できる施設の整備
③シルバー元気塾の推進	高齢者の筋力維持・向上のための筋力トレーニングを取り入れ、高齢者の生きがいづくり、健康維持を目的とした「シルバー元気塾」を推進します。	
	②参加と協働	シルバー元気塾の充実
④指導者・団体の育成及び次世代を担う地元アスリートのための支援	・各スポーツ団体との連携を図りながら、それぞれの団体の自主性・自立性を助長するとともに、団体相互の連携・協力を努めます。 ・地元で活躍するアスリートを発掘し、広く市民に周知するとともに、オリンピック・パラリンピックなどの世界大会および全国大会に出場する際には財政的支援を行います。 ・国、県が主催する指導者講習会、研修会への積極的な参加を促し、継続的かつ効果的に指導できる指導者の養成・確保に努めます。	
	②参加と協働	・各種団体等の育成・充実 ・次世代を担う地元アスリートの発掘・支援

【関連する取組み】

【関連施策】

スポーツ・レクリエーションを通じたレクリエーション核の形成	4-2-1
社会参加の機会の充実	7-2-4
地域活動や身近な活動を通じた多世代交流の促進	経 1-2

方針	まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
施策の柱	誰もが学び、健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる
施策	6-2-3 文化・芸術の振興
目指す姿	身近に文化や芸術に触れることができる

【現状と課題】

- 社会構造の中で、文化・芸術活動や創作活動などを通じた心の豊かさを求める市民が増加しています。無料市民体験学習教室の開催や市民ギャラリーの使用に関する要望も増えつつあります。文化協会【文化・芸術の愛好家団体の連合体組織】を中心に様々な事業等を展開中ですが、ニーズの高まりに対応すべく、世代や興味に合わせた柔軟なテーマ設定・実現が求められています。
- 各種文化団体は、後継者不足、育成の問題を抱えているところもあります。今後は、関連団体等との連携を通じた活動支援、文化振興公社*との連携を通じた文化活動の推進、活動の発表の場の提供、指導者の養成・確保、文化活動の拠点となる施設の機能の充実等を通じて、これら団体の活動をより支援していく必要があります。

* 文化振興公社：市民の文化芸術・スポーツの振興を図るとともに、施設の活性化と効率的な利用を推進し、市民福祉の増進とコミュニティ活動の振興に寄与することを目的とし、昭和 59 年 4 月 9 日に財団法人三郷市文化振興公社として設立された。

【SDG s に向けた方向性】



だれもが文化や芸術への希望が実現できる社会を目指します。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
市民の文化活動の支援	- 文化芸術団体を育成し、団体と連携し文化芸術の普及を実施します。 - 三郷市民文化祭の開催を支援し、市民の活動の発表の場の提供や文化に触れる機会を確保します。 - 全国規模のコンクール等で優秀な成績を収めた者に芸術文化奨励金を交付します。	
	①市民サービス ②参加と協働	- 充実した情報提供体制の確立 - 芸術文化の振興
市民作品の展示	市民の作品を市庁舎入口へと展示します。	
	②参加と協働	市民が作品を展示する機会の提供

方針	まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
施策の柱	誰もが学び、健康で生きがいの持てる文化の息づくまちをつくる
施策	6-2-4 文化財・伝統文化の保存・継承
目指す姿	文化財保護・保全活動が行われ、市民がそれらを大切にしている

【現状と課題】

- 『三郷市史』は本市及び地域の歴史・文化を理解するために必要不可欠であり、その活用とともに、資料収集を継続し、将来にむけて適切な保存・活用をしていくための整備が必要です。
- 都市化や、代替わりなどによって、全県的に地域史料（古文書等）や民俗資料の散逸が課題となっており、市民及び地域の共有財産である歴史資料が散逸する危険性があります。郷土資料等を適正に管理し、活用する必要があります。
- 都市化が進む中で、新規住民が増えており、本市の歴史や文化財を紹介し、関心や愛着を深め、永く文化財を保護していく意識を向上させる取り組みが必要です。



高校協働講座



郷土資料館常設展

【SDG s に向けた方向性】



文化財や地域の歴史をすべての人が知ること、だれもが三郷市に愛着を感じることができる社会を目指します。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
市史編さん事業の継続		新たな史料の収集・調査を継続して行い、編さん体制の充実を図ります。また、第1次市史編さん事業で刊行できなかった内容について、市史研究『葦のみち』を刊行し、発信していきます。
	②参加と協働	地域史料の収集・研究をし、その成果を発信する。
地域史料の収集・保存・活用		地域史料を適切に保存・活用していくための体制の整備、また調査・研究に役立てるため史料の目録化を行います。
	②参加と協働	収集史料の整理・目録化を進める。
郷土資料館展示の充実		郷土資料等の調査・収集・保存に努めるとともに、常設展示や企画展示を行い、郷土の歴史を学ぶ場として魅力ある郷土資料館を目指します。
	②参加と協働	郷土資料等の展示を通して、郷土の歴史を学ぶ場としての充実を図る。
文化財の調査・保存・継承		散逸から市内の文化財を保護・保存するため、調査を実施するとともに、特に保存・継承が必要なものについては市民共有の財産として指定していきます。
	②参加と協働	文化財調査、指定等を行い、文化財の保存・継承を進める。
文化財保護意識の啓発		市内外の文化財や歴史資料に触れ、文化財保護意識を啓発します。
	②参加と協働	文化財等に触れる機会を提供し、文化財保護意識の啓発を図る。

【関連する取組み】

地域を知るための機会の創出

【関連施策】

経 2-1

方針	まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
施策の柱	誰もが平等に暮らせる社会を実現する
施策	6-3-1 平和と人権を大切にする社会づくり
目指す姿	平和の尊さや人権の大切さを理解し、みんなが意識をもって行動できる

【現状と課題】

- 急速な情報化社会の進展や社会構造の変化などに伴い、インターネットを悪用した人権侵害や社会的弱者への虐待など新たな社会問題への対応が必要となっています。
- 2016年には「部落差別の解消の推進に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」などの、人権に関する法律が施行されました。人権課題の解決に向けた施策の推進と共に、私たち一人ひとりが法制定の主旨や意義を改めて理解し、実践に移していくことが求められています。
- 様々な人権問題を正しく認識しその解決を図っていくために、各種啓発事業を総合的に進めるとともに、家庭・地域社会・学校などあらゆる場を活用した効果的かつ創意工夫に富んだ啓発活動の展開が求められています。
- 三郷市非核平和都市宣言に基づき、引き続き平和の尊さを広く市民に訴え後世に伝えていく必要があります。



人権講演会



平和と人権のメッセージ展

【SDG s に向けた方向性】



だれもが平和や人権の大切さを知ること、すべての人がいきいきと暮らすことのできる社会を目指します。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
人権啓発・教育の充実		- インターネット上の人権侵害等を含む社会問題に対し、人権意識の高揚を図るため、各種研修会の開催や人権家庭教育学級・人権作文など幅広く人権啓発・教育を展開していきます。 「三郷市人権施策実施計画」に基づき、すべての分野において人権意識の高揚を図り、人権を尊重し、共に生きるまちづくりの実現に取り組みます。
	①市民サービス ②参加と協働	- 各種研修会の開催等、人権意識の高揚に努める。 - 人権意識の啓発推進
市民の平和意識の高揚		三郷市非核平和都市宣言の基本理念を踏まえ、平和意識の高揚に向け、夏休み親子平和施設見学会*や平和DVDの上映、原爆パネル展示等の平和啓発事業を実施する。

【関連する個別計画】

三郷市人権施策実施計画

【関連する取組み】

【関連施策】

虐待防止対策の強化	2-1-3
青少年をとりまく環境の整備	2-2-2
一人ひとりの人権の尊重と擁護	6-3-2
権利擁護の推進	7-2-1

* 夏休み親子平和施設見学会：戦争経験のない世代の皆さんに親子で平和について考えていただくきっかけづくりの場として、毎年夏休みの時期に開催している。

方針	まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
施策の柱	誰もが平等に暮らせる社会を実現する
施策	6-3-2 ジェンダー平等社会の形成
目指す姿	誰もが平等で個性と能力を発揮することができる

【現状と課題】

- 性別による固定的な役割分担意識とこれに基づく社会制度や慣行は、依然として根強く、子育てと仕事の両立が困難な状況、出産・子育て期における女性の労働力の低下、重要な方針決定の場へ参画する男女の不均衡などの多くの課題があります。
- 女性の活躍を推進するため、平成 27 年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、平成 30 年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」および「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」が施行されました。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）*やセクシュアル・ハラスメント*など、女性に対する暴力についても相談件数等は高水準で推移しており、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者の人権を保護する施策が必要です。

* ドメスティック・バイオレンス（DV）[Domestic Violence]：配偶者やパートナーなど、親密な間柄で行われる暴力行為のこと。

* セクシュアル・ハラスメント：性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な言動のこと。

【SDGsに向けた方向性】



だれもがすべての人に対して、平等かつ個性を尊重することができる社会を目指します。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
男女共同参画社会づくりの推進		「三郷市男女共同参画社会づくり条例」や「みさと男女共同参画プラン」に基づき、あらゆる分野での男女共同参画の推進に取り組みます。
	②参加と協働	男女共同参画に関する啓発活動の充実
一人ひとりの人権の尊重と擁護		ドメスティック・バイオレンスを始めとするあらゆる暴力の防止に向けた意識啓発を行うとともに、相談体制を充実させ、被害者の安全確保と支援体制の整備に努めます。
	①市民サービス	あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発および被害者支援

【関連する個別計画】

みさと男女共同参画プラン

【関連する取組み】	【関連施策】
労働環境の充実	5-2-1
人権啓発・教育の充実	6-3-1

まちづくり方針7

健やかで自立した生活を支え合うまちづくり

方針	まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
施策の柱	誰もが健康でいきいきと暮らせるまちをつくる
施策	7-1-1 健康づくりの推進
目指す姿	生涯を通じて健康に過ごすことができる

【現状と課題】

- 健康診査や各種検診及び人間ドックの受診率が低く課題となっています。制度のわかりやすい周知を一層推進し、多くのかたに受診いただくことが必要です。
- 夜間、休日診療を含めた救急医療体制については、一次救急、二次救急*における医療体制を周辺市町と連携して実施するとともに、休日診療については、三郷市医師会立休日診療所による診療を行っています。引き続き、市民の健康の保持増進に資するため、周辺市町と連携した取り組みが必要です。
- 健康寿命*が県内でも短いことが課題となっています。健康寿命の延伸を目指し、市民全体での健康への関心を高めていく必要があります。
- 高齢者の心身の課題に対応していくために、疾病予防と介護・フレイル予防*を一体的に進めていくことが重要です。若年期からの健康診査及び各種検診の受診の必要性についての普及啓発と、対象者への効果的な受診勧奨の実施及び受診しやすい環境整備が必要です。
- 感染症予防や骨髄バンク事業については、制度の周知に努め、また、食を通じた健康寿命の延伸に向け、取り組みを進めています。
- 乳幼児期に接種すべき定期予防接種については、接種率の向上に向け保護者のかたへのさらなる周知が必要です。
- 生活習慣病の発生・重症化を予防するため、各種健康診査及び保健指導を実施しています。メタボリックシンドローム*改善等の健康管理の必要性について、周知が求められています。

* 一次救急、二次救急：一次救急とは入院や手術を伴わない初期救急医療のこと、二次救急とは入院や手術を要する症例に対する救急医療のこと。

* 健康寿命：65歳に達した市民が健康で自立した生活を送ることができる期間。

* フレイル予防：より早期からの介護予防（＝要介護状態の予防）を意味しており、従来の介護予防をさらに進めた考え方のこと。

* メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）：内臓脂肪型肥満（腹囲：男性 85 cm、女性 90 cm以上）に加え、高血糖、高血圧、脂質異常の危険因子を2つ以上併せ持つ状態のこと。

【SDG s に向けた方向性】



だれもが健康に関する正しい知識を習得できるようにするとともに、適正な医療を受けることが出来ることを目指します。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
健康づくり事業の整備	- 各種関係法令に基づく事務の実施を円滑に行うため、健康推進協議会の開催、保健事業案内冊子「健康のしおり」の発行、新型インフルエンザ対策を実施します。 - 予防医療推進のため、人間ドック受診費用の一部を助成します。	
	①市民サービス	サービスの維持向上
休日・夜間における診療体制の整備および地域医療の連携体制の整備	地域医療体制の整備を図るとともに、休日・夜間診療を含めた救急医療体制の整備に努めています。	
	①市民サービス	サービスの維持向上
地域における健康づくりの推進	生活習慣病や、介護を要する状態になることの予防、その他健康に関する事項について、市民に正しい知識の普及を図っています。	
	②参加と協働	地域における健康づくりの推進
地域の栄養相談、成人健康教育、生活習慣病訪問指導(糖尿病等)の実施	市民の健康に関する個別の相談に応じ、保健指導及び栄養指導を行い、家庭における健康管理に資することを目的に実施します。また、必要に応じて訪問指導を実施します。	
	②参加と協働	地域における健康づくりの推進
健康情報の提供	朝食の欠食率改善に係る啓発を目的とし、高齢者に向けた生活習慣病対策や要介護状態の予防のための低栄養対策、また、乳幼児に向けたものなど、手軽で簡単に作ることができる健康レシピの周知に努めます。	
	②参加と協働	健康情報の提供
後期高齢者健康診査の推進	後期高齢者医療保険被保険者を対象にフレイルの予防に着目した健康診査に取り組みます。	
	②参加と協働	関係機関との連携体制の充実
各種がん検診の推進	がん検診の受診の必要性の周知を図るとともに、各種がん検診の実施、がん検診受診者のうち、要精密検査の受診率向上に取り組みます。	
	②参加と協働	関係機関との連携体制の充実
健康診査・各種検診の推進	生活習慣の改善や医療に結びつけるための健康診査・各種検診を実施し、また、受診率向上に取り組みます。	
	②参加と協働	関係機関との連携体制の充実
感染症への適切な対応	市の定めた任意予防接種（おたふくかぜワクチン、大人の風しんワクチン・麻しん風しん混合ワクチン等）を受けた場合の費用の一部を助成します。	
	①市民サービス	サービスの維持向上
保健・福祉・医療の相互連携のための体制整備	日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等を提供した方に対して助成金を交付しています。	
	②参加と協働	健康情報の提供

【関連する個別計画】
三郷市新型インフルエンザ等対策行動計画
第2期三郷市健康増進・食育*推進計画「すこやかみさと」
第2期三郷市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期三郷市特定健康診査等実施計画

【関連する取組み】	【関連施策】
母子健康教育（ハローベビー教室・離乳食教室）や各種保健事業の実施	2-1-1
不妊に関する支援の実施	2-1-1
産後ケア事業、乳児家庭全戸訪問事業の実施	2-1-3
発達ふれあい相談、ひまわり教室の開催	2-1-3
心身の健やかな成長の支援	2-1-3
国民健康保険の健全な運営	7-1-2
介護予防事業の推進	7-2-4

* 食育：生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。

方針	まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
施策の柱	誰もが健康でいきいきと暮らせるまちをつくる
施策	7-1-2 安定した社会保障制度の確立
目指す姿	社会保障制度のもとで健全な運営が行われている

【現状と課題】

- 経済的な理由などにより生活に困窮している方に対して、社会的な自立などを目指し、本人の実情に合わせた支援を行っています。今後必須化が必要な事業については、継続的な支援を維持するための体制を整え、必要性に応じて委託を含めて検討していく必要があります。
- 高齢化の進展により、後期高齢者医療被保険者数は増加の一途をたどっており、比例して増え続ける給付費の抑制が急務となっています。そのため、地域の実情に即した施策の実施が必要であり、体制の整備が急務となっています。
- 継続的な介護サービスが提供できるように財源を確保し、保険財政の安定化を図り、公平な負担と適正な給付を行うことが必要です。
- 国民年金について、すべての市民が年金を受給出来るように、年金制度の周知、説明の充実を図ることが必要です。
- 国民健康保険においては、財政状況が厳しく、毎年一般会計からの財政支援を受けている状況です。

【SDGsに向けた方向性】



だれもが必要な社会保障を受けることが出来るよう、関係機関と連携して取り組むとともに、高齢化社会等が進むなかで、制度の維持等を図ります。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
生活困窮者自立支援事業による支援	生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、子どもの学習支援などの事業を行います。	
	①市民サービス	生活困窮者自立支援事業による丁寧な支援
後期高齢者医療制度の適正運用	埼玉県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、後期高齢者医療制度における市町村の役割を適正に執行します。	
介護保険制度の適正運営	高齢者が介護の必要な状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、適切な介護サービスの提供に努めます。	
国民年金の運営支援	市民の生活基盤となる年金受給権が確保できるように、年金制度に係る周知、説明の充実を図るため、日本年金機構と連携をとりつつ、年金相談、広報活動等の充実に努めます。	
	①市民サービス	社会保障制度の運営支援
国民健康保険の健全な運営	国民健康保険制度を持続可能とするため、被保険者資格の適用適正化、賦課額の適正化、保険税収入の確保など、必要財源確保に取り組むとともに、医療費の適正化、保健事業などを推進し、財政の健全な運営に努めていきます。	
	①市民サービス	国民健康保険の健全な運営

【関連する取組み】

【関連施策】

経済的な支援の充実	2-1-1
ひとり親家庭への支援	2-1-3
生活保護決定事務の適正実施による被保護者へのサービスの向上	7-2-1

方針	まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
施策の柱	互いに支え合い、誰もが活躍できる地域福祉のまちを実現する
施策	7-2-1 地域福祉の推進
目指す姿	地域で支え合い、助け合うことができる

【現状と課題】

- 近年、社会情勢や家族の形態の多様化等、地域における課題や市民のニーズは複雑化かつ多様化しているため、地域福祉活動を支える各団体との連携や、地域住民相互の支え合い、助け合いが活発に行われることが重要となります。
- 市民の不安や悩みを様々な行政サービスの案内や調整によって解決に近づける窓口づくりを目指しています。ただし、相談の件数が増加し、内容も複雑化していることから、対応できる職員の育成が大きな課題となっています。
- いざという時、市民一人ひとりの命を守るためには、地域における助け合いが重要となるため、平常時から、地域の中でコミュニケーションを図り、要支援者と支援者がお互いに声を掛け合える「顔の見える関係」を築いておく必要があります。
- 生活保護については、必要な人に必要な保護が行き渡るように、生活保護決定事務の適正な実施が求められています。
- 高齢者や障がい者などの権利が守られ、虐待や差別等が生じることがないようにしていくことが求められています。

総合相談窓口における相談件数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年度
介護・高齢者	335件	185件	166件
生活困窮関係	445件	476件	566件
障がい関係	35件	30件	46件
医療費関係	43件	42件	41件
その他	60件	186件	190件
包括支援センター関連の相談	65件	149件	136件
合計	1,015件	1,068件	1,145件

(出典)三郷市

【SDG s に向けた方向性】



住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活することが出来るよう、関係機関と連携しながら自助、公助、共助等を進めます。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
地域福祉活動を支える各団体等への支援	地域福祉の健全な発達及び増進のために活動を行う各団体等に対し、支援・協力を行います。	
	②参加と協働	地域福祉を支える団体の活動支援
地域福祉推進体制の充実	市民、団体等及び行政が連携・協働する仕組みづくりを推進し、地域福祉の充実を図ります。	
	②参加と協働	自助・互助・共助・公助*を基本とした福祉のまちづくりの推進
福祉総合相談体制の推進	福祉にかかる相談において、ご本人やご家族、支援機関などから受ける初めの相談窓口になります。1つまたは複数の部署をまたがる相談に対して、関係する部署に繋ぐなどの調整をしながら支援を行います。併せて、職員育成を含む対応可能な体制づくりを行います。	
避難行動要支援者支援制度の推進	災害が発生し避難する際に、地域における支援を必要とする避難行動要支援者について把握し、名簿を整備し、平常時から避難支援等関係者（町会・自治会、自主防災組織*等）に名簿情報の提供を行います。	
	②参加と協働	地域住民の互助活動の推進
生活保護決定事務の適正実施による被保護者へのサービスの向上	生活保護決定事務の適正実施と経理管理、統計管理による、地域の保護動向、傾向分析を行うとともに、相談支援の充実を図り、適切なサービス提供を行います。	
	①市民サービス	付随する膨大な事務処理の電子化やAI技術の活用性を探り、さらなる良質な支援を目指します。
権利擁護の推進	自己の権利を表明することが困難な方などの権利を擁護し支援するために、社会福祉協議会等専門機関や地域住民と主体的・積極的に連携を図りながら、権利擁護の推進に努めます。	
	①市民サービス	高齢者福祉の充実

* 自助・互助・共助・公助・自助：一人ひとりが自分でできることは自分で行うこと、共助：制度化された相互扶助、公助：行政による社会福祉制度、互助：地域で助けあいや協力しあうこと。

* 自主防災組織：地域住民が「災害から自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯感に基づき自主的に結成する組織のこと。平常時には防災知識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備などを行い、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出保護、避難誘導などの活動を行う。

【関連する個別計画】
第3次三郷市地域福祉計画
三郷市避難行動要支援者支援制度全体計画
第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

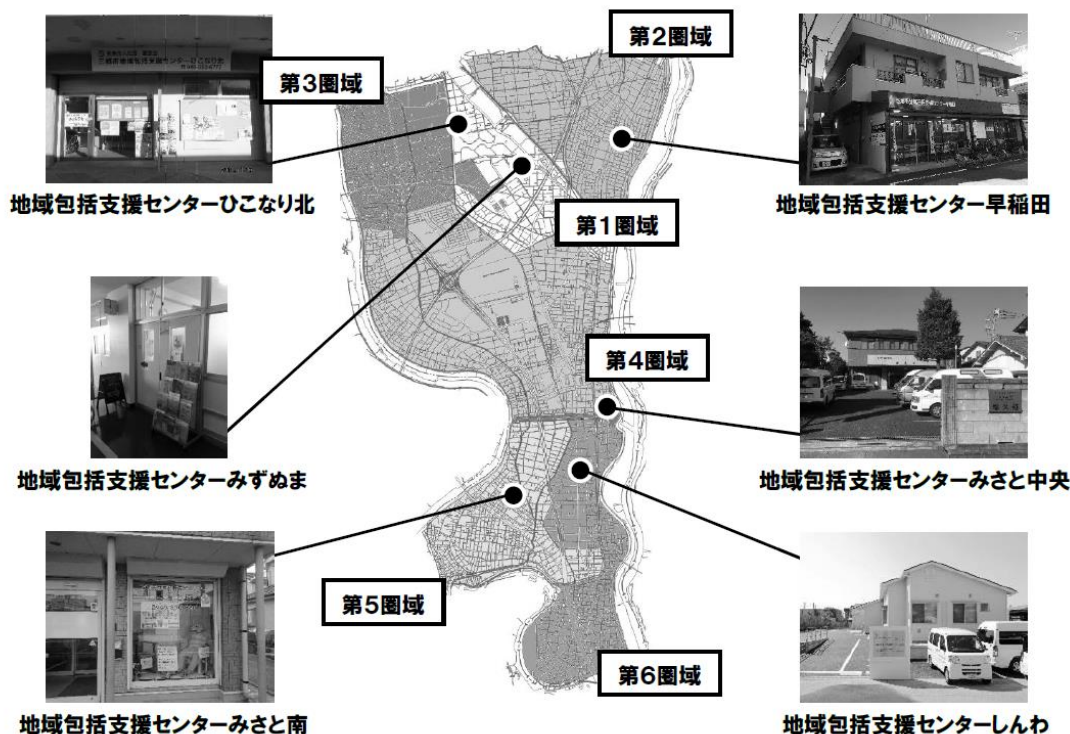
【関連する取組み】	【関連施策】
要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と避難訓練の実施の促進	1-1-2
人権啓発・教育の充実	6-3-1

方針	まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
施策の柱	互いに支え合い、誰もが活躍できる地域福祉のまちを実現する
施策	7-2-2 地域包括ケアシステム*の構築
目指す姿	だれもが住み慣れた地域で、いつまでも住むことのできる

【現状と課題】

- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域包括支援センターは高齢者の総合的な相談窓口を担うとともに、地域の専門職の援助技術の向上や多職種ネットワーク構築を推進します。また、地域ケア会議*などを開催することにより地域課題の抽出を行い、その解決を図っていく必要があります。
- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が増加することが予測されることから、入退院時の調整支援、日常の療養、急変時や看取り等を円滑に行うため、医療や介護の専門職等の多職種連携を強化する必要があります。
- 認知症は誰かがなりうる病気であり、家族や身近な人が認知症になること等も含め、高齢者の増加により多くの人にとって身近なものとなっています。生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力のもと、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会が求められます。
- 生活支援コーディネーターの配置、協議体の配置が、市内全体で求められています。

日常生活圏域と地域包括支援センター



(出典) 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

* 地域包括ケアシステム：重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。

* 地域ケア会議：高齢者の方の生活の困りごとの解決のために、ケアマネジャーを中心とするチームで、その方に最適な支援方法を検討すること。

【SDG s に向けた方向性】



誰もが心身ともに健康で健やかに暮らすことができるように、一人ひとりの健康づくりの支援や保険・医療・福祉サービスの利便性向上を図るとともに、福祉事業者との連携や地域福祉活動を担う人材育成に取り組みます。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
高齢者個人に対する充実した支援とそれを支える社会基盤の整備		高齢者に関する様々なご相談をお受けし、必要なサービスにつないだり、権利や安全を守る制度のご案内などをします。また、地域ケア会議を開催し、高齢者個人や地域が抱える課題を検討し必要な資源開発や地域づくりを行い、さらには政策形成につなげていきます。
	②参加と協働	高齢者支援と社会基盤の整備
在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の推進		地域の医療・介護関係者と情報の共有、課題の抽出、対応策を検討し、解決に取り組めます。また、医療・介護に従事する人材の育成やネットワーク化を図ります。
	②参加と協働	在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の推進
認知症に関する普及啓発と早期発見・早期対応の推進		認知症に関する理解を深めるための普及啓発や、認知症サポーター*の養成を行います。また、認知症地域支援推進員*を中心に医療・介護・地域とともに連携支援に取り組めます。
	②参加と協働	認知症に関する普及啓発と早期発見・早期対応の推進
生活支援サービスの整備		介護予防・日常生活支援総合事業*の実施に向けて協議体を設置し、生活支援コーディネーターと共に地域資源の発掘や地域課題の解決に向けて取り組んでいきます。また、地域住民を担い手として、生活支援サービスの充実や高齢者の社会参加の促進を図ります。
	①市民サービス	生活支援サービスの整備

【関連する個別計画】

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【関連する取組み】	【関連施策】
後期高齢者医療制度の適正運用	7-1-2
介護保険制度の適正運営	7-1-2
高齢者の孤立化の防止	7-2-4
地域包括ケアシステムの推進	経 1-1
社会貢献活動によるまちづくり	経 2-3

* 認知症サポーター：認知症について、正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援するボランティアのこと。

* 認知症地域支援推進員：市内6か所の地域包括支援センターに配置されており、認知症に関する専門の研修を受けた職員のこと。認知症に関するあらゆる取組のため、関係機関との連携、調整、地域の相談対応も行っている。

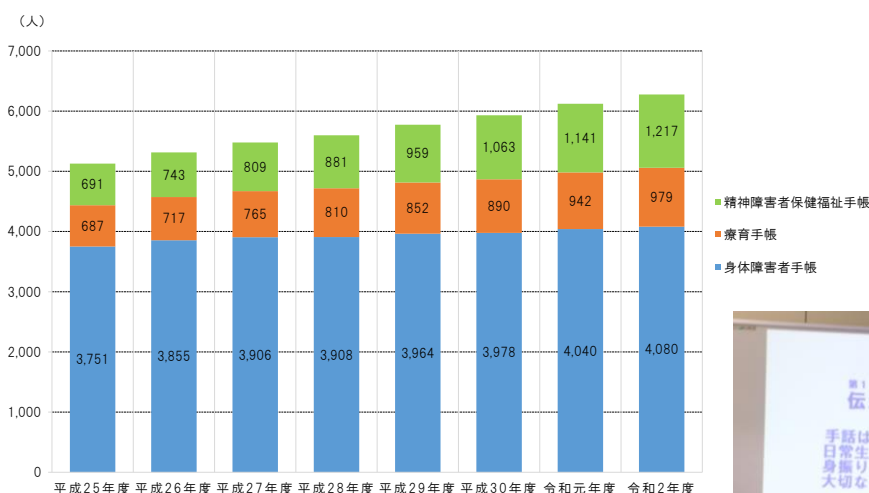
* 介護予防・日常生活支援総合事業：地域の実情に応じて、現行と同様のサービスのほか、市民同士の支えあいの考え方を基本とした、様々なサービスを提供することで、地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も自らの能力を最大限に活かして、要介護状態となることを予防するための事業のこと。介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業の2つからなっている。

方針	まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
施策の柱	互いに支え合い、誰もが活躍できる地域福祉のまちを実現する
施策	7-2-3 障がい者福祉の充実
目指す姿	障がい者が地域において安心して暮らし、社会に参加できる

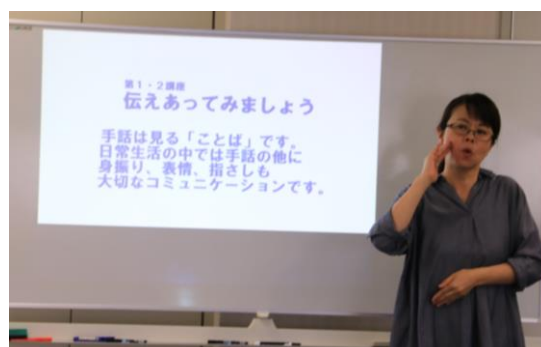
【現状と課題】

- 障がい福祉に係る相談件数が年々増加し、相談内容も複雑化、困難化している中で、処遇対応の質を保つため、相談支援体制の強化が課題です。
- 増加する手話通訳者・要約筆記者派遣要請に対応する体制づくりが必要です。
- 関係法令に基づいた適正な支給事務を継続することが求められます。
- 障がいのある方とその家族の経済的負担を軽減するため、医療費の軽減が求められます。
- 障がい者の受け入れ先となる事業所や人材の確保が課題です。
- 長く安定した就労を実現するために、関係機関との就労支援に関するネットワークの充実に努めていくとともに、障がい者の就労を推進していきます。
- 障がい者支援の要となる相談支援体制の強化を図るため、ケースワーカー等の専門性を持つ職員の確保や育成が急務となっています。また、基幹相談支援センター*、障害者相談センターの増設により、効率的かつ効果的な障がい福祉サービスの提供を図る相談支援体制の構築が必要です。
- 障害者差別解消法*を踏まえ、障がい者等への偏見、差別をなくす取組が必要です。

手帳所持者数の推移



(出典) みさと統計書、三郷市障がい者計画



手話講座

- * 基幹相談支援センター：地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者、知的障害者及び精神障害者、難病患者等に対する相談等の業務を総合的に行う。
- * 障害者差別解消法：全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいや理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された。

【SDG s に向けた方向性】



すべての障がいのある人が、地域の一員として暮らす共生社会を目指し、必要な支援を行います。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
総合的な障がい福祉施策の推進		障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、総合的な施策の推進による体制づくりを進めていきます。
意思疎通支援事業の充実		聴覚障がい者等に対し、日常生活や社会参加の上で支障がないよう、手話通訳者の派遣など意思疎通支援事業の充実を図ります。
障がい福祉サービスの充実		居宅介護や生活介護、自立訓練や就労継続支援等、障害者総合支援法に位置づけられた介護給付、訓練等給付の継続に努めます。
医療費の助成や各種手当等の活用促進		障がい者の経済的な負担を軽減するため、医療費の一部負担金等について助成金を支給するとともに、各種手当の支給を実施します。
施設サービスの充実		市内の障がい福祉施設の拡充を図るとともに、障がい者福祉施設みさとについても、利用者のニーズを踏まえたサービス内容の充実を図ります。
就労支援の推進		一人ひとりの希望に応じた就職を実現し、安定した就労への長期的な支援を総合的に行うため、雇用、福祉、教育、医療各分野が連携したネットワークのさらなる充実を進めていきます。

【関連する個別計画】

三郷市障がい者計画・第6期三郷市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）

【関連する取組み】	【関連施策】
児童生徒の基礎学力の定着	2-2-1
雇用の促進	5-2-1
労働環境の充実	5-2-1
福祉総合相談体制の推進	7-2-1
権利擁護の推進	7-2-1

方針	まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
施策の柱	互いに支え合い、誰もが活躍できる地域福祉のまちを実現する
施策	7-2-4 高齢者福祉の充実
目指す姿	高齢者が地域で安心して生き生きと過ごすことができる

【現状と課題】

- 高齢者の独居や老々世帯が増加することにより、引きこもりや孤独死など孤立化による様々な問題が増えるおそれがあります。高齢者が安心して住み慣れた地域で生活をするため、医療や介護の関係機関や住民主体の NPO との連携による支援ネットワークの構築、高齢者同士の交流の場の提供、気がかりな高齢者の安否確認等を行い、孤立化を防ぐ必要があります。
- 生活での問題や負担を少しでも軽減する各種支援を充実させます。また、ボランティア等の協力による見守り活動など、交流や生きがい、地域での役割を持てるよう人的な支援も併せて推進します。
- 被保険者や施設等の関係機関への周知に努めること等により、真に必要な介護サービスを誰もが受給できるようにすることが必要です。
- 高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気でいきいきと暮らしていくことができるよう、個々の生活や心身の状態に応じた、健康の保持増進に取り組むことができる環境づくりを推進します。
- できる限り住み慣れた地域で暮らすため、介護サービス、さらには日常生活における支援が有機的に結びついた体制を整えていくことが必要です。
- 施設の整備事業者の選定は公募によるため、市民ニーズ合うことや適正なサービスを提供できるよう設置事業者との調整が必要です。
- 介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、介護予防把握事業、一般介護予防事業、地域リハビリテーション活動支援事業の充実が求められます。



ほっとサロン・いきいき
(高齢者の孤立化の防止)

【SDG s に向けた方向性】



すべての高齢者が、住み慣れた地域の中で安心して暮らしていただけるよう、必要なサービスの提供を行うとともに、地域包括ケアを進めます。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
高齢者の孤立化の防止	高齢者等が安心して暮らし続けられるよう、高齢者同士の交流の場を提供し、地域住民と協力して孤立化や引きこもり、孤独死等を防ぐための住民ニーズに応じた取り組みを行います。	
	①市民サービス	高齢者の孤立化の防止
生活支援を支える基盤整備の推進	日常生活で、何らかのサービスが必要な高齢者のための生活支援サービスの充実を図ります。	
	①市民サービス	高齢者福祉の充実
社会参加の機会の充実	高齢者が長年つちかってきた知識や技能を発揮できるよう、学習・文化・スポーツ活動や就業の場の確保を行うとともに、ボランティア活動などの社会参加を支援します。	
	②参加と協働	高齢者福祉の充実
高齢者福祉サービスの充実	・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護サービス等の整備に努めていきます。 ・市が住民にとって身近な日常生活圏域を単位として実施する介護基盤整備事業について、民間事業者等が整備する施設に対し、整備費の一部を市が補助します。	
生きがい活動のための環境整備	健康寿命を延ばすため、生きがい活動や社会参加を支援し、必要な事業や施設整備を推進します。	
	①市民サービス	地域福祉の推進
介護予防事業*の推進	高齢者が要介護状態にならないように、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう介護予防事業を推進します。また、市民が協力し支えあい、要介護状態にならないような仕組みを確立します。	
	①市民サービス	介護予防事業の推進

【関連する個別計画】

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

* 介護予防事業：高齢者のかたが楽しみや生きがいを持って、いきいきとした生活を送るための事業や心身の衰えがあるかたに要支援・要介護を予防するための事業などを行う。

【関連する取組み】	【関連施策】
シルバー元気塾の推進	6-2-2
後期高齢者健康診査の推進	7-1-1
福祉総合相談体制の推進	7-2-1
認知症に関する普及啓発と早期発見・早期対応の推進	7-2-2
生活支援サービスの整備	7-2-2
在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の推進	7-2-2
高齢者個人に対する充実した支援とそれを支える社会基盤の整備	7-2-2
権利擁護の推進	7-2-4

経営方針

～7つのまちづくり方針を実現するために～

方針	経営方針Ⅰ 地域力の醸成
施策	経Ⅰ-Ⅰ コミュニティ活動の促進
目指す姿	市民がコミュニティの輪を広げ、活動を行っている

【現状と課題】

- 少子高齢化、マンションや分譲住宅の急増、核家族化や単身世帯・共働き世帯の増加などにより、町会・自治会等への未加入者が増える一方、町会・自治会等の構成員・役員の高齢化が進んでいます。町会・自治会等の地縁活動は、地域の福祉活動や防犯・交通安全・防災活動、環境・美化活動、地域コミュニティの活性化、地域情報の提供など、まちづくりにおいて重要な役割を担っています。町会・自治会等への加入促進を図るため、町会・自治会等と三郷市と宅地建物取引業協会埼玉東支部の3者による、町会・自治会等への加入促進に関する協定の締結も行い、町会・自治会等の区域に転入された方々への加入促進のチラシ等の配布を協力してもらっています。町会・自治会等及び「三郷市コミュニティ協議会」に対して、コミュニティの形成に向けた自主的な活動を支援するため体制の構築を行っています。また、コミュニティ活動の拠点となる施設の整備支援に努めています。
- ライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、地域への帰属意識の希薄化が進んでいますが、地域コミュニティの重要性は増し、身近な施設での地域活動の充実が求められています。また、水害や地震等の災害を想定した安全対策等を行うためには、地域コミュニティの活性化が必要です。
- まちづくりの推進のための多様な担い手の育成、地域の人々が共に支え合う「共助」の取り組みの支援体制の推進が課題です。

【SDGsに向けた方向性】



すべての市民が地域の中で、助け合いをしながら生活できるよう、コミュニティ活動を進めます。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
地域コミュニティの活性化	地域活動の推進、町会等の活動支援を行います。また、将来の町会役員や市民活動団体の地域リーダーとなる人材の育成を進めます。	
	②参加と協働	自治会の主体的な活動や連合組織の充実に取り組む
コミュニティ組織・活動への援助	「三郷市コミュニティ協議会」の組織の育成や事業運営の支援・協力を行いながら、自主的活動の活性化を推進します。	
	②参加と協働	三郷市コミュニティ協議会実施事業の支援
ボランティア活動への支援	市民ボランティア活動に際しての傷害・賠償保険を提供します。	
	②参加と協働	市民ボランティアが安心して活動できる環境の提供
地域コミュニティ施設整備の促進	町会・自治会等の活動拠点である集会所等の施設備品の充実に向けた補助金制度を実施します。	
	②参加と協働	町会・自治会等の活動拠点である集会所等の施設整備の促進
「子どもの居場所*」づくりの相談体制の整備	「子どもの居場所」を作りたい人や協力者に対し相談体制を構築します。	
	②参加と協働	地域の人が支えあう「共助」の取り組みを支援する
地域包括ケアシステムの推進	高齢者、障がい者などが、可能な限り住み慣れた地域で、自立した自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域での支援を推進します。	
	②参加と協働	福祉の充実

* 子どもの居場所：無料または低額で利用でき、子どもが一人でも安心して行くことができる場所の総称。

【関連する取組み】	【関連施策】
地域の防災リーダーの育成	1-1-1
災害に対する地域の活動支援	1-1-1
避難所の円滑な運営のための委員会の設置	1-1-1
次世代リーダーの育成	1-1-3
地域防災力の強化	1-1-3
地域と連携した防犯活動の充実及び地域における防犯力の向上	1-2-1
子育て支援ステーションの充実	2-1-1
「子どもの居場所」づくりの推進	2-1-3
社会に開かれた学校の推進	2-2-1
青少年をとりまく環境の整備	2-2-2
地域活動・地域交流の促進	2-2-2
次世代リーダーの育成	2-2-2
市民と行政による緑のパートナーシップの確立	3-1-2
市民参加による緑化推進活動の支援	3-1-2
多文化共生の推進	5-2-3
美しい街並みの維持	3-2-2
魅力ある公園づくり	4-2-1
読書活動ボランティア団体への支援	6-1-1
地域における健康づくりの推進	7-1-1
地域福祉推進体制の充実	7-2-1
地域福祉活動を支える各団体等への支援	7-2-1

方針	経営方針Ⅰ 地域力の醸成
施策	経Ⅰ-2 世代を超えた人々がつながる機会の創出
目指す姿	子どもから高齢者まで、世代を超えた関わりができる機会がある

【現状と課題】

- 全国的な核家族化の進展の影響から、各世代で孤立化が進んでいます。子育てや介護に関する課題解決の方策が必要であり、世代別の政策では効果が薄まってきているため、新たなアプローチが求められています。
- 民間のノウハウを活用した質の高い施設運営を行い、市民サービスを向上させます。

【SDG s に向けた方向性】



だれもが、多様な人々との相互理解と世代間交流を進めることで、持続可能な社会の実現を図ります。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
地域活動や身近な活動を通じた多世代交流の促進		スポーツ、地域活動、生涯学習など、市民の身近な活動の中での多世代交流を促進します。
	②参加と協働	誰もが容易に、気軽に参加することができる活動機会・学習機会の提供
「子どもの居場所*」づくりの推進		「子どもの居場所」を子どもや子育て家庭だけでなく、多世代が交流できるコミュニティの拠点とします。
	②参加と協働	誰もが容易に、気軽に参加することができる活動機会の提供
本を通じた世代間交流の推進		子ども司書養成講座*の実施と読書ボランティアに対する支援により、本を通じた世代間交流を推進します。
	②参加と協働	誰もが容易に、気軽に参加できる機会の提供
多世代交流施設の整備		高齢の方々が触れ合う機会を必要としている実情や、世代や分野を超えた多世代にわたる交流が促進される新たな交流拠点づくりを行います。
	②参加と協働	市民の活動の場や多岐にわたる世代交流の拠点を提供する。
地域における世代間交流の推進		児童館や地区文化センター等の文化施設や町会等において、世代に関わらず楽しめるイベント等の開催を支援します。
	①市民サービス	誰もが容易に、気軽に参加することができる活動機会の提供

【関連する取組み】	【関連施策】
子育て支援ステーションの充実	2-1-1
地域における子育て支援	2-1-2
「子どもの居場所」づくりの推進	2-1-3
社会に開かれた学校の推進	2-2-1
少年をとりまく環境の整備	2-2-2
ふれあい型農業の推進に向けた支援	5-1-3
多文化共生の推進	5-2-3
日本一の読書のまち三郷の推進	6-1-1
スポーツ・レクリエーション活動の推進	6-2-2
社会参加の機会の充実、高齢者の孤立化の防止	7-2-4

* 子どもの居場所：無料または低額で利用でき、子どもが一人でも安心して行くことができる場所の総称。

* 子ども司書養成講座：読書が好きな子どもたちに、本への関心をさらに高めてもらうために開講している。講義・実習を通して司書の仕事を学び、認定を受けた子ども司書は未来の読書リーダーとして図書館や市の読書イベントで活躍している。

方針	経営方針Ⅰ 地域力の醸成
施策	経Ⅰ-3 市民のまちづくりへの参加
目指す姿	市民が地域への関心を高め、まちづくりに参加している

【現状と課題】

- 本市では、市民、団体、市等の権利や責務などを定めた「三郷市自治基本条例」を平成 21 年 6 月に制定し、市民参加をより推進していくことが求められています。また、市民の価値観が多様化し、行政ニーズが個別化・細分化する傾向もある中で、まちづくりを進めるためには、市民の声、ニーズを反映するため、パブリック・コメント手続制度や市民懇談会をはじめ、多様な市民参加の機会を提供していくことが必要です。
- 市民参加の基本である投票という行動についても、啓発をはじめとして、政治や選挙に対する関心の向上を図る必要があります。
- 各課に直接寄せられた意見等を統合する仕組みにはなっていないため、統合型のデータベースシステムの構築の検討が必要です。



ららほっとみさとでの選挙に関する啓発

【SDG s に向けた方向性】



地域のコミュニティ活動にだれもが積極的に参加できるよう、「三郷市自治基本条例」の考え方を尊重しながら、市民参加を進めます。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
市民参加の機会の確保		まちづくりをはじめとした計画づくり等の実践の場において、市民が参加できる機会、場の確保に努めます。また、参加の機会を増やすため、市ホームページをはじめ様々なツールを活用し、広く周知します。
	②参加と協働	市民がまちづくりへ参加できる機会の確保をする
広聴活動の充実		・投書箱・インターネット・モバイル「市民の声」、「市長室直通 FAX」、「市民等からの要望」等により広く意見・要望を収集し、市政運営に役立てます。 ・市民意識調査を行い、市政に対する市民の評価を的確に把握し、市政に反映します。
	①市民サービス	市民ニーズの把握
有権者の政治意識向上		若年層、特に初めての選挙となる新有権者や、将来の有権者である小中高校生に対して、選挙啓発事業を行います。
	②参加と協働	啓発活動の推進

【関連する取組み】

市民と行政の協働による公園管理の推進

【関連施策】

4-2-1

方針	経営方針2 まちの魅力向上
施策	経2-1 シティブランディング*の強化
目指す姿	まちの価値が高まり、より多くの人々が来たい、住みたいと思ってもらえる

【現状と課題】

- まちづくりを進めるためには、三郷の資源をあらためて認識し、活用する必要があります。また、市民と市が共通の認識を得るためのプラットフォーム*の構築、推進が必要です。
- 持続可能なまちであり続けるには市内外、多くの人々に三郷への関心を高めてもらう機会を創出することが重要となります。広報活動の基本部分である紙媒体の広報紙に加え、現在行っている情報発信以外にも、若い世代にも届く新たな情報発信の取り組みを行っていく必要があります。また、現在行っているシティプロモーション活動に加え、市民を交えワークショップ*等を開催し、更なる三郷市の魅力発信の取り組みを行っていく必要があります。

* シティブランディング：市の認知度を高め、そのイメージをより好感の持てるものとして広め、市としての価値を高めること。

* プラットフォーム：ビジネス用語としては、物やサービスを利用する人と、提供者をつなぐ場の意味で用いられるが、三郷市総合計画では、市民と行政をつなぐ場（仕組み）の意味で用いる。

* ワークショップ：参加者自身が他の参加者との意見交換や体験などを通じて、知識や技術を学ぶ参加体験型、双方向性のグループ学習のこと。

【SDG s に向けた方向性】



市民に三郷市をより知ってもらうための取組みを行うとともに、市外の人を含めより多くの人々に三郷市を知ってもらうことで、持続可能な都市づくりを進めます。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
地域を知るための機会の創出		自然、文化、産業など、あらゆる三郷市の資源を知り、市民が地域に愛着を持って、生き生きとした生活、交流を育むことができる機会について、様々な場面を捉えて創出し、市民によるまちの活性化や発展につなげます。
	②参加と協働	市民及び職員が地域を知るための機会の創出と拡充を図る
広報活動の推進		月一回「広報みさと」を発行し、ホームページやツイッター、フェイスブックなどの複数の媒体を活用した情報発信に取り組みます。
	①市民サービス	更なる情報発信の充実
シティプロモーションによる魅力発信		ロケーションサービス*等のシティプロモーション活動をとおして、三郷市の魅力を創造・発掘し、市内外に効果的な情報発信に取り組みます。
	②参加と協働	公民連携した市の情報発信
日本一の読書のまちの推進		「日本一の読書のまち三郷」として各種の読書活動の推進と市内外への発信を行っていくことで、市民意識を醸成し、文化のかおり高いまちづくりを目指していきます。
	②参加と協働	「日本一の読書のまち」の発信

【関連する個別計画】

みさとシティプロモーション方針

【関連する取組み】	【関連施策】
まちのシンボルとなる都市交流拠点の形成	4-1-2
特色ある商店街の育成・活性化	5-1-1
特色ある新商品開発の支援	5-1-1
新特産品等の産出	5-1-3
園芸団体への支援並びに市の花「さつき」の栽培普及	5-1-3
地域資源を活かした取組みの創出	5-2-2
都市型観光の振興	5-2-2
観光資源の情報発信	5-2-2
観光資源の再発見	5-2-2
文化財保護意識の啓発	6-2-4

* ロケーションサービス：テレビ、映画、CM等の映像作品の撮影支援を行うこと。

方針	経営方針2 まちの魅力向上
施策	経2-2 広域行政の推進
目指す姿	近隣市と共に協力したまちづくりを進めている

【現状と課題】

- 人口減少問題や気候変動による災害対策、高齢化に対する交通政策は本市だけではなく、市民の生活圏域を含め、より住みやすいまちづくりを目指すため、近隣自治体と広域で取り組みを行っていく必要があります。
- 友好都市協定を締結している長野県安曇野市（旧三郷村）及び奈良県生駒郡三郷町と、三郷・安曇野友好都市交流推進協議会をはじめとする様々な交流事業で友好関係を深めているほか、スポーツ少年団や体育協会などによる、市民レベルでの交流事業も盛んに行われています。引き続き、新たな交流のあり方を検討するなど、幅広い活動を通して、友好都市交流の推進を図ります。



三郷・安曇野友好都市交流推進協議会

【SDGs に向けた方向性】



持続可能な三郷市を実現するため、市外を含むより多くの関係機関との連携を強化します。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
自治体間連携による行政サービスの向上	市民の生活行動圏に関する近隣都市との連携を深め、広域的な防災、交通、公共施設の相互利用などに取り組みます。	
	①市民サービス	相互利用・相互応援体制の充実
共通する事務における連携	近隣自治体との共通する事務において、一部事務組合の形を通じた連携を推進します。	
	⑤財政運営	広域連携による行政の効率化
友好都市交流の推進	友好都市協定を締結している長野県安曇野市及び奈良県生駒郡三郷町と、三郷・安曇野友好都市交流推進協議会をはじめ、様々な交流事業を通し、友好関係を深めます。	
	②参加と協働	市民レベルでの交流の活性化

【関連する個別計画】

第2次埼玉県東南部都市連絡調整会議基本方針

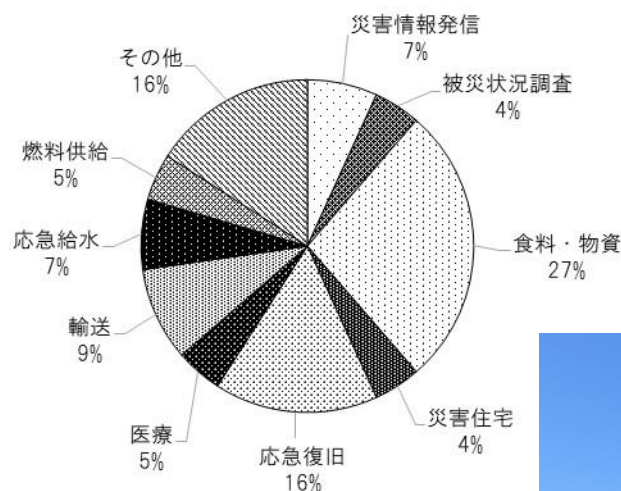
【関連する取組み】	【関連施策】
物資等供給体制の整備	1-1-1
江戸川水防事務組合の活動の充実	1-1-2
最終処理施設の管理	3-2-3
計画的・効率的な道路ネットワーク軸の構築	4-2-2
MaaS の具現化	4-2-3

方針	経営方針2 まちの魅力向上
施策	経2-3 多様な主体とのパートナーシップの構築
目指す姿	民間企業や大学など、様々な主体と共にまちづくりを進めている

【現状と課題】

- 多様化する市民ニーズや今後、複雑化が予測される社会課題に柔軟に対応するため、市では、地域の実情を正確に把握し、効率的・効果的な市政を運営していく必要があります。
- これまで市が行ってきた取り組みだけではカバーできない課題については、他の機関が持つノウハウや技術の活用を進めていく必要があります。
- 大規模災害が発生した場合には、住家の被害認定や罹災証明書*の発行など、業務量が短期間に集中してしまうことから、被災自治体だけでは、十分かつ迅速に救助、応急及び復興対策を実施することが困難となっています。
- 大規模災害時の相互援助を目的として、市では自治体間の相互応援に関する協定を締結しています。また、被災者に必要な飲料水、食料及び医薬品等の優先的な供給を得られる体制を確立するため、市内外の事業者と災害時の応援に関する協定を締結しています。

災害時応援協定 分野別件数の割合
(令和2年6月現在 44件)



(出典) 三郷市



みさとシティハーフマラソンにおける
オリーブ冠の授与

* 罹災証明書：災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に被害の程度を証明するものであり、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは遅滞なく、住家の被害その他の被害状況を調査し、書面を交付する。

【SDG s に向けた方向性】



持続可能なまちづくりを実現するため、多様な主体との情報交換等に努め、連携を図る。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
民間活力の導入	効率的かつ効果的な施設管理の実現を目指します。	
	①市民サービス	指定管理者制度の活用
大学との連携	協定や事業等により本市と関わりのある大学等と連携し、魅力ある地域社会の構築を目指します。	
	③政策形成	知識や技術の活用
民間企業等との連携の推進	防災、教育など市民生活に関わる様々な取組みにおける民間企業や団体等との協定や連携を推進します。	
	①市民サービス	
民間事業者との災害時 応援協定*の締結	災害発生時に市民サービスを提供するうえで、有益な事業を展開している事業者等と積極的に協定締結を検討し、迅速な応急・復興対策につなげていきます。	
	①市民サービス	サービスの維持向上
ギリシャ共和国を中心 とした国際交流	東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたギリシャ共和国とのホストタウン交流など、スポーツ・文化・教育・産業など様々な分野での国際交流を通じて、市民の国際感覚意識の向上や国際化を推進します。	
	②参加と協働	市民参加と協働による国際化の推進
社会貢献活動によるま ちづくり	子育て世帯、高齢者、障がい者など支援を必要とする人々に対し、社会貢献活動を行う個人や地元企業・団体が支援することで、安心できるまちづくりを進める。	
	②参加と協働	地域コミュニティの構築

* 災害時応援協定：大規模災害時は、市の通常の防災体制のみでは、市民の生命・財産の保護等活動に十分対応できないことが予想される。このような事態に対処する手段として、物資の供給、緊急輸送等の各種応急復旧活動について被災自治体をサポートする旨の協定が、多くの自治体と民間事業者や関係機関との間で締結されている。民間事業者は、自治体にはない専門的な技術や知識、資機材などを有していることから、様々な分野の民間事業者と協定を締結することで、広域的確な応急復旧活動が期待できる。

【関連する取組み】	【関連施策】
物資等供給体制の整備	1-1-1
市民相談の実施	1-2-3
子育て支援ステーションの充実	2-1-1
「子どもの居場所」づくりの推進	2-1-3
美しい街並みの維持	3-2-2
鉄道輸送の強化	4-2-3
特色ある新商品開発の支援	5-1-1
国際交流の推進	5-2-3
生涯学習関係機関・団体との連携強化	6-2-1
指導者・団体の育成及び次世代を担う地元アスリートのための支援	6-2-2
「子どもの居場所」づくりの相談体制の整備	経 1-1

方針	経営方針3 行財政基盤の強化
施策	経3-1 質の高い行政経営の確立
目指す姿	経営感覚のある行政運営が行われている

【現状と課題】

- 少子高齢化などにより社会課題が複雑化する中、人口や税収の減に備え、総合的かつ計画的に市政を運営することが求められています。
- 将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の育成・確保への配慮が課題となっており、適正な入札執行を推進していく必要があります。また、工事の完成が年度末に多く集中することにより、工事目的物の品質確保が課題となっています。
- 基金については、年度間の財源調整程度の金額しかなく、災害対策や公共施設の適正管理に必要となる金額を確保する必要があります。地方債については、実施計画や公共施設長寿命化計画に基づく、計画的な投資を行う必要があります。
- 市税の徴収率は毎年上昇しています。今後も適正な徴収に係る取組みを進めることで、徴収率の向上と収入未済額の圧縮に努めていく必要があります。
- 賦課関連データ*の電子化が進んでいることから、電子データと基幹システムを連携することで、業務の効率化が必要です。
- ふるさと納税は、他市への流出が課題となっており、本市の魅力をどのようにPRするかなど、商工観光課と連携しつつ、寄附増加への取組を検討する必要があります。
- 新たな制度の導入や法改正等により、事務は複雑・多様化しています。手続きの複雑化が進んでいることから、迅速かつ正確な事務処理を行うために、職員の専門知識の向上が必要です。
- 遊休地となっている土地の活用を検討していきます。
- 現役世代の人口が減少していくと予測されている中、十分な人員を確保することが難しく、職員ひとりひとりが効率的に業務を遂行していく必要があります。また、市民が求めるサービスの質も高くなっており、職員の高い知識、スキル、市民感覚、発想力、行動力などが求められている。情報化や技術の進歩により、市民から求められるサービスの変化のスピードが速いため、それに対応できるよう積極的な情報収集や考え方を換えられる柔軟な対応力が必要です。

* 賦課関連データ：税金を課税（賦課）するための基礎となる資料のこと。

【SDG s に向けた方向性】



社会情勢の変化に対応し、経営感覚にあふれた持続可能な行政運営を行います。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
効果的な政策立案に向けたマネジメントサイクルの推進	③政策形成	「総合計画」の適切な進行管理を行う
総合計画の適正な運用	③政策形成	総合的かつ効果的な市政運営を行うため、本市の最上位計画である総合計画に沿った定員管理、人事管理、予算編成を行いながら、事業を実施します。また、総合計画の適切な進行管理・改善に資する行政評価制度をPDCA サイクル*に基づき運用します。
社会課題に対応できる組織体制の構築	④職員及び組織	適正な定員管理、柔軟性と機動性を兼ね備えた組織体制の構築を図る
入札・契約・検査の適正な執行	⑤財政運営	公正性、透明性及び競争性を確保した適正な入札の執行
基金及び地方債の適正管理	⑤財政運営	将来に備え、基金の適正な管理を行います。地方債残高の推移を分析しながら、地方債の借入額を調整していきます。
適正な賦課徴収業務の推進	⑤財政運営	市税の適正な賦課に努め納税者の信頼を得るとともに、業務の省力化・効率化を推進します。また、確実な徴収と収入未済額の圧縮に努めます。
ふるさと納税制度の利用促進	⑥市有財産	ふるさと納税制度の利用促進

* PDCA サイクル：Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

市民に信頼される人材の育成	「人材育成基本方針」における《人材育成×組織の活性化×人事管理》の考え方に基づき、「三郷の未来を描き、情熱と意欲を持って、市民とともに向上する」職員を在職期間を通して系統立てて育成していきます。	
	④職員及び組織	職員一人ひとりの資質・能力向上を図る
市有財産の適正管理と有効活用	市が保有する財産については、市民の共有財産であることから、適正な管理と有効活用を図ります。	
	⑥市有財産	市有財産の積極的な有効活用
窓口サービスの向上	幅広い事務の受付を行うため、効率的な事務処理の実施、部署間の連携や情報の共有の推進等を進め、さらなる窓口サービスの向上を図ります。	
	①市民サービス	事務処理の効率化、横断的な情報共有

【関連する個別計画】
総務省「自治体戦略2040構想研究報告」
三郷市人材育成基本方針
第4次三郷市定員適正化計画（改訂版）

【関連する取組み】	【関連施策】
最新技術を活用した市民サービス向上	経3-3

方針	経営方針3 行財政基盤の強化
施策	経3-2 公共施設マネジメントの推進
目指す姿	将来を見越した市内の公共施設の適正な配置や適切な管理がなされている

【現状と課題】

- 現在の公共施設の保全対策は、施設に問題が発生した段階で必要な修繕等の対策を施す「事後保全」が中心であり、重大な問題が突然発生したり、利用停止時間が長くなる恐れがあることから、建物や設備機器等の故障が軽微な段階で適正な対策を講じる「予防保全*」の強化を図る必要があります。
- 本市の公共施設整備は高度成長期に集中的に行われたため、更新費用も同様に一斉に発生します。更新時期を遅らせるために、予防保全に努め、また計画的に更新を行うことで、費用の平準化を図ります。また、将来にわたり安全で衛生的な環境を確保・維持していくために、計画的に修繕等を進めていく必要があります。
- まちづくり全体の中で、市が所有する土地・施設が持つべき役割を考え、利用する市民のニーズや社会環境に即しているかを把握した上で、将来の公共施設のあり方を検討していく必要があります。
- 誰もが快適に公共施設を利用するためには、計画段階において、また、施設の改修を含む維持管理段階においても、ユニバーサルデザインに配慮する必要があります。

* 予防保全：劣化状況を定期的に把握し、問題が軽微な段階で対策を講じること。

【SDGs に向けた方向性】



人口減による税収減と、過去に整備した公共施設の更新の時期を迎える中、計画的に施設の更新等を行うことで、財政的に無理のない財政運営を行います。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
計画的な施設の更新 (長寿命化)	建物の長寿命化を図ることにより、財政の計画との連動のもと、適切な時期に更新を行い、ライフサイクルコスト*の削減および更新費用の平準化に努めます。	
	⑥市有財産	計画的な施設の更新
公共施設の予防保全	計画的な予防保全を図ることにより、経年劣化の進行に伴う大規模改修にかかる費用を最小限に抑制するとともに、快適な利用環境の維持に努めます。	
	⑥市有財産	市有財産の適正な維持管理
最適な施設配置の検討	施設の利用状況や維持管理にかかる費用などを調査し、将来の施設のあり方を検討し、最適な配置に努めます。	
	⑥市有財産	公共施設の適正配置
ユニバーサルデザインに配慮した施設整備の推進	「バリアフリー法」や「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がいをもつ人々や高齢者、子ども達等が利用しやすい建物の建設や整備に努めます。また、道路や公園、駅前広場等の屋外の公共空間についても、ユニバーサルデザインを推進し、安全で快適な環境の整備に努めます。	

【関連する個別計画】

三郷市公共施設長寿命化計画
三郷市公共施設等総合管理計画

【関連する取組み】

【関連施策】

教育環境の整備促進	2-2-1
公共下水道施設の維持管理	3-2-3
既存公園施設の長寿命化の実施	4-2-1
安全・安心な道づくりの推進	4-2-2
浄配水場施設の長寿命化のための適切な維持管理・計画的な更新	4-2-4
民間活力の導入	経 2-3
市有財産の適正管理と有効活用	経 3-1

* ライフサイクルコスト：建物の建設費用だけでなく、企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・改造・解体・廃棄に至るまでに必要なトータルコストのこと。

方針	経営方針3 行財政基盤の強化
施策	経3-3 スマートで人にやさしい自治体の構築
目指す姿	新たな技術や、人にやさしい施設の整備などにより、より多くの市民が便利に快適に暮らせるまちを実現する

【現状と課題】

- 人口減少が進む中で、多様化する市民ニーズへの対応や自治体運営のスリム化などが求められており、行政経営の利便性や効率を上げることが重要となります。これら課題の解決を図るためのツールとして、IT 技術活用による業務の効率化が必要です。
- 現在は情報化基本計画は実施計画の中で定義していますが、情報技術の進化はめまぐるしく、また陳腐化も早いため、適したサイクルでの見直しが可能な体系を取ることが必要です。
- 各導入システムについて部分最適化は図られてきていますが、必ずしも全体最適を実現できていないものがあります。効率的な行政運営を実現するため、費用対効果の視点に加えて全体最適に資する最適なシステムの導入を図ります。
- 総務省が提唱している自治体セキュリティ強靱化の方針に従って個人情報の保護に取り組んでいます。市民の負託*を受けて行政情報を管理している上で、情報漏洩を起こさないような取り組みを継続して実施する必要があります。継続的に技術的に強固なセキュリティを構築するとともに、個人情報を取り扱う全職員の意識を高めていくことが重要となります。
- 災害時等において、自治体機能を維持するための体制づくりが必要です。

* 負託：責任を持たせて、任せること。

【SDG s に向けた方向性】



ユニバーサルデザインへの配慮や ICT 等の活用により、だれもが安心して便利で快適に暮らし続けることができるまちづくりをめざします。

【施策実現のための取組み】

取組み名	内 容	
	行革の視点	行革の視点からの取組み内容
最新技術を活用した市民サービス向上		IoT*、AI*、RPA*などの最新技術の活用について、民間等との共同研究やノウハウを適正に導入し、効率的な行政経営に取り組みます。
	④職員及び組織	最新技術の活用により、市民サービス向上及び職員の負担軽減を図る
情報化基本計画の推進		情報化基本計画の内容を総合計画の基本計画に位置づけ、具体的な事業を総合計画の実施計画の中で展開を図っていくことにより、三郷市の情報化に関わる施策を計画的、総合的に推進します。
	③政策形成	全体で最適な効果を実現する
庁内システムの全体最適化		各業務で導入を進めるシステムについて、全体で最適な効果を最小の投資で実現できるように、システム設置部署の見直しや機材の一括調達による、調達の効率化を図ります。
	③政策形成	全体で最適な効果を実現する
情報セキュリティの向上		マイナンバー*を始めとする各種の個人情報の取り扱いにおける、技術的な情報漏洩対策を進めるとともに、取り扱う職員全員の意識や技術の向上を図ります。
	④職員及び組織	個人情報の取扱いにおける職員意識や技術向上
業務改革による危機管理・業務継続体制の構築		テレワーク*をはじめ、ICT*を活用した庁内の業務改革により、有事にも対応する行政機能を維持する体制を構築します。
	④職員及び組織	業務改革による危機管理・業務継続体制の構築
安心して快適な移動の実現		駅舎やバス停周辺における、公共サインの適切な配置やバリアフリー化により、誰もが利用しやすい公共交通機関の施設整備を推進します。
民間施設等に関するユニバーサルデザインへの配慮		多くの人々が利用する病院や担保などの建築物について、すべての人々が利用しやすい施設を誘導します。

【関連する個別計画】

情報化基本計画

* IoT [Internet of Things]：モノのインターネット。インターネットとつながる仕組みや技術のこと。

* AI [Artificial Intelligence]：人工知能

* RPA [Robotic Process Automation]：ロボットによる業務自動化

* マイナンバー（制度）：住民票を持つすべての国民に一人1つのマイナンバー（個人番号）が与えられる制度のこと。

* テレワーク：情報通信技術(ICT)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

* ICT [Information and Communication Technology]：情報通信技術